

昭和二十九年八月

海外經濟事情

目次

- 一、概況
- 二、米州諸国
 - (1) 米國經濟の動向
 - (一) 政府の財政經濟政策と議会の動き
 - (二) 国内經濟の動向
 - (三) 對外經濟政策
 - (2) ブラジル為替レートの部分的切下
- 三、西欧諸国
 - (1) 英國——為替貿易事情
 - (2) フランス——EDC条約案の否決と特別権限法の成立
 - (3) 西ドイツにおけるストライキの動向
 - (4) イタリアの新予算とその特色
- 四、共産圏諸国
 - (1) ソ連——農業問題
 - (2) 中共——農産物收穫状況等
- 五、アジア及び東南アジア諸国
 - (1) 一般情勢
 - (2) 韓国——インフレ激化の兆
 - (3) 台湾——都市の土地改革に着手
 - (4) フィリピン——最近の砂糖事情

六、その他諸国

- (5) インドネシア——オランダ、インドネシア連合關係の廃止を繞る動き、中央銀行の金・外貨準備の切下げ
 - (6) ビルマ——貿易業者登録令の公布と国立商業銀行の設立
 - (7) インド——最近の綿布輸出状況
 - (8) セイロン——新年度予算案、中共とのゴム協定更新を繞る動き
 - (9) イラン——石油紛争の解決
- (1) 濠州——新年度濠毛競売開市と中央銀行保有外貨の著減
 - (2) ニュージールランド——新年度予算案と最近の經濟情勢

一、概況

インドシナ休戦後の情勢として東南アジア防衛体制樹立の氣運が促進せられ、これに関し米・英・仏・オーストラリア・ニュージーランド・フィリピン・タイ・パキスタンの八カ国はマニラにおいて九月一日から予備会談を行い、六日から正式討議を行うこととなつた。然しながら、インドを首めとしてセイロン・ビルマ・インドネシア等の諸国は遂にこれに参加せず、東南アジア諸国の間における見解の乖離は強まりつつある。斯る情勢に鑑み米・英等の諸国の一部には東南アジア条約機構(SEATO)は軍事的側面のみならず、經濟的側面にも重点を置くべきであるとし、アジアにおけるマーシャル・プランの經濟援助体制の必要を強調する向もみられ、また特に我國に対して米政府当局者は屢々援助強化の必要を言明、我國貿易市場の確保のため米英間會談の提案が行われたとも報ぜられている。

欧州ではフランスの欧州防衛共同体条約修正案討議のため十九日より關係六カ国によりブラッセル會議の開催をみたが、フランス・イタリアを除く爾余の諸国では既に現条約の批准を完了していることでもあり、ベルギーのスパーク外相の調停にも拘らずフランスの修正の要点即ち現条約の超國家主權性の制限に關しては遂に意見調整をみるに至らず、引続き各國は欧州統合に努力するとのコミニケを發表、會議は終了した。この結果同條約の運命はフランス國民議會の動向に

懸ることとなつたが、同議会は三十一日遂に同条約審議打切りの動議を可決、實質的に同条約は不成立の儘葬られることとなり今後の欧州政局の動向が注目せられるに至つた。

この間英軍のスエズ撤退問題、イラン石油国有化問題等長年に亘る国際的紛争の解決をみたが、インドでは領内植民地の返還を繞り、ポルトガルとの間に対立を生じ、これが解決が新たな問題となつてゐる。

米国第八十三議会は二十日第二会期を終り休会に入つたが、税制の大幅な改革、屈伸的農産物価格支持制度の採用等の注目すべき立法も行われたものの、対外経済政策の面では互恵通商協定法の三カ年延長は棚上げとなり、単純一カ年延長をみたに過ぎずその他ランドール報告等により期待されたような展開を見なかつた。

米国経済の動向は茲許格別顕著な変動もなく、経済活動水準は概ね保合の状況にあるが、アイゼンハワー大統領は十二日中央経済報告を発表し、米国経済は満足すべき状態に在り、先行見透しも極めて良好なる旨を強調してゐる。

本月英国は国際通貨基金からの借入残高一二百万ドルの買戻しを行い、ポンド交換性回復への一措置として注目されたが、反面において若干ながら交易条件の悪化が懸念され、交換性回復については未だ慎重な態度を示している。フランスのマンデス・フランス首相の経済再建計画は国民議会の信任を得て実施の運びとなつたが、物価割高是正、国際収支の改善策等今後の施策には注目すべきものがある。

西ドイツ労働者の賃金値上を繞る争議は一部解決を見つつあるが、各地に争議続発の形勢にあり、その多くは月末に至るもなお解決に至らず、成行は内外の関心を集めてゐる。

二、米州諸国

(1) 米国経済の動向

(一) 政府の財政経済政策と議会の動き

米国第八十三議会第二会期は年初来二二七日間の審議を終えて二十日上下両院とも休会に入つた。年初に於ける大統領の各教書に示された主要財政経済立法要

請のうちタフト・ハートレー法の改正及び健康保険関係の立法が夫々上院及び下院で否決され、期待された互恵通商協定法の三カ年延長法案が一年間の単純延長に止つた等の政府の敗退の記録もあつたが、租税改革案及び農産物支持価格制度の改正をはじめとする主要法案は多少の修正後は政府の方針通りの法案が成立した。かかるアイゼンハワー政府の議会に対する政治力は高く評価され、昨秋来の景気後退の悪化を防止し得たことと共に来る十一月二日の中間選挙に臨む共和党の立場を強化したものとみられてゐる。本月中に議会を通過し大統領の署名を終えた財政経済関係の立法は次の通りである。

① 今年度予算関係

注目の本年度対外援助に関する権限法案 (Authorization bill) — 一九五四年相互安全保障法案) は難航の末五日両院協議会に於て政府要請額三、四四八百万ドルを三九四百万ドル下廻る三、〇五四、五六八千ドルとして最終的決定をみた。六月末現在対外活動本部の未使用対外援助支出権限は九七億ドルに上るといわれるが、ロング (Russell Long) 民主党上院議員は従来対外援助支出は五〇億ドルを上廻つたことはなかつた点に鑑み、本練越額のみにもなお二年間支出を続けるとし予算の承認に激しく反対したが結局右の如く決定した。一方対外援助に関する支出法案 (Appropriation bill) は十八日両院協議会に於て五、二四三百万ドル (内新規アプロプリエーション二、七八一百万ドル、同練越分二、四六二百万ドル) と最終的に決定されたが、これは政府の要請六、〇二〇百万ドル (内新規三、四三八百万ドル、同練越分二、五八二百万ドル) に較べ七七七百万ドルの削減となつてゐる。

これら対外援助関係法案には対外援助支出に関し次の条件を付している。

- 1 軍事援助計画については終了期日は定めぬが、経済援助計画は明年六月末を以て支出契約を打ち切りその後一年間を清算期間とする。
- 2 対外活動本部を明年六月末廃止し、軍事援助計画は他の政府機関に、又技術援助計画は国務省に移管される。
- 3 中共の国連加盟に反対し、仏、伊両国の欧州軍条約批准を促進する。
- 4 海外諸国の米国余剰農産物購入資金分として三五〇百万ドルをイヤマーク

する。

又海外諸国に対する域外調達に関しては次の四条件が規定され、競争的立場にある米国産業の保護を意図している。

- 1 米国経済に不利な影響を与えないこと——特に労働力過剰地域及び国防動員基地に対する保護を重視し、場合により域外調達の戦略上および兵站上の利益に優先させること。
- 2 破壊活動やスパイ活動に対する保護が十分実施できること。
- 3 輸送費を加えた海外調達物資の価格が米国内で調達する場合より不当に高くないこと。
- 4 調達物資の引渡しが不当に遅延しないこと。

本年度対外援助アプロプリエーション (単位 百万ドル)

援助種別	政府要請額	アプロプリエーション
軍事援助	四、一一九	三、六一五
軍隊直接支持援助	九四五	七九五
内東南アジア	八〇〇	七〇〇
防衛支持援助	五〇七	四四七
欧州(希土を除く)	七七	七〇
近東・アフリカ	八一	七三
極東・太平洋	九六	八〇
韓国	二三〇	二〇五
UNKRA	二二	一九
開発援助(経済援助)	二二四	一八四
近東・アフリカ	一三〇	一一五
南アジア	八五	六〇
米州(ボリビア)	九	九
技術援助	一一一	一一六
一般援助	一一二	一〇五
米国機	一七	九
州機	一	一

その他援助	九二	八五
合計	六、〇二〇	五、二四三

右対外援助支出法案の可決によつて議会は今会期中の支出立法を一切完了し、本会計年度の新規アプロプリエーション総額は五三、九〇九百万ドルとなり、これは大統領の要請額五六、五五百万ドルを約二五億ドル下廻り、昨年度の五九、四九八百万ドルに較べ約五五億ドルの削減となつている。

② 財政金融政策

懸案の公債発行限度引上問題は、その引上に強硬に反対していたバード(Harry F. Byrd)民主党上院議員が明年六月末迄を期限として暫定的に六〇億ドル引上げる法案を提出し、十一日漸く上院を通過した。下院ではさきに一五〇億ドルの引上を可決していたが、結局上院に同調、二十日改めて可決をみた。

前月上下両院を通過した輸出入銀行強化法案は九日大統領の署名を得て発効することとなつたがその内容は次の二点である。

- 1 輸出入銀行の貸出保証限度を従来の四五億ドルから五〇億ドルに上げる。
- 2 同行の政策決定に関し完全な権限を有する五名から成る理事会を復活、そのうち二名を大統領の指名により上院の同意を得て頭取及び副頭取に任命する。

大統領は二日低所得階級に住宅を与え貧民窟を一掃するための住宅法案(一九五四年住宅法案)に署名、連邦住宅局(FHA, Federal Housing Administration)は十日新住宅法に基き住宅購入の際の頭金を低減し貸出期間を延長する規則を発表した。右住宅法の主要な内容は次の通りである。

- 1 取壊した貧民窟に代る住宅として今年度中三五千戸の公営住宅建設を認める。(大統領は四年間に一四〇千戸の低家賃公営住宅の建設を要請していた。)
- 2 連邦住宅局が保証する住宅建設購入資金の貸出期間を従来の二十五年から三十年に延長すると共に、住宅購入頭金を次の如く低減する。

(単位 ドル、括弧内は従来最低限頭金)

FHA評価額

最低限頭金

住宅新規建設

旧住宅購入

一一、〇〇〇 九五〇(一、五五〇) 一、四〇〇(二、二〇〇)

一六、〇〇〇 二、二〇〇(三、二〇〇) 二、六五〇(三、二〇〇)

二一、〇〇〇 三、四五〇(五、〇〇〇) 三、九〇〇(五、〇〇〇)

住宅建設は最近の景気後退下に於ても好調を持続している分野であり、その活況は戦後の米國經濟繁栄の要因をなしているが、本法の発効により更に住宅建設の増加が期待されている。今回の立法によりケープハート共和党上院議員の如き今後住宅建設は一〇%乃至二〇%の増加が期待できるとしている。

二十日大統領の勸告に沿つて社会保障税及び給付金の増加、被保険人員の拡大其他養老遺族保険制度の改善を規定した社会保障法が上下両院協議会を通過した。その主要な改正点は次のごとくである。

- 1 被保険該当者を農業経営者(三、六〇〇千人)、農業労働者(二、〇〇〇千人)、他の保険制度に加入していない連邦政府従業員(二五〇千人)、家事従事者(二五〇千人)、家庭に於て従事している工業労働者(一〇〇千人)、漁業者(五〇千人)、警察消防を除く州及び地方政府従業員(三、五〇〇千人)及び其他医師を除く自由職業者に及びし被保険者を現行制度より約一〇、〇〇〇千人増加する。

- 2 月間保険金給付額を五ドル乃至三一・二五ドル増加し、最低三〇ドルから最高二〇〇ドルとする。

- 3 現行の社会保障税率(雇用者及び被雇用者に対し二%、独立営業者に対し三%)は変更しないが、課税所得限度を現行の三、六〇〇ドルから四、二〇〇ドルに引上げることにより年間一二ドル乃至一八ドル増徴する。今後税率は一九六〇年から引上げ、一九七〇年には雇用者及び被雇用者に対し三%、独立営業者に対し五%とし、更に一九七五年には夫々四%及び六%とする。(従来は一九七〇年に夫々三%及び四%と規定)

以上の諸重要立法の外失業保険制度の拡大、病院其他医療施設の建設促進(三

年間に一八〇百万ドル)、州及び連邦公路の建設維持(一、九三二百万ドル)等の法案が議會を通過したが、更に前月通過した新税制改革法案も十六日大統領の署名を得て発効する運びとなつた。

③ 農業政策

主要農産物の支持価格に弾力性を導入することを中心とする政府の新農業法案は難航を極めた末十八日に至り漸く上下両院を通過した。新農業調整法は主要農産物五品目の支持価格を需給状態に応じてパリテイ価格の八二・五%乃至九〇%の間で支持せんとするものであつて、これを七五%乃至九〇%で支持せんとした政府原案との妥協案である。しかし乍ら戦時の緊急措置として一九四三年より始められ戦後も農業地帯選出議員の強い圧力によつて継続されていた固定価格支持制度が廃止され屈伸価格支持制度が戦後初めて採用されたことは政府の非常な勝利でありベンソン農務長官の就任以来の努力がここに結実したものといひ得る。新農業調整法は次のことを規定している。

- 1 明年より綿花、小麦、玉蜀黍、落花生及び米の主要五品目につきパリテイ価格の八二・五%乃至九〇%の間で価格支持を行う。

- 2 現在商品金融会社所有の余剰農産物中二五億ドル相当額を市場より隔離し、学校給食、災害救助、海外援助、戦争其他の非常用のため備蓄する。この隔離凍結された農産物は支持価格決定の際総供給量に算入されない。

- 3 国防上の目的から羊毛の生産を増加するため補助金を支出する。これにより羊毛生産者は明年以降支持価格がパリテイの一〇%を上廻らない場合市場価格との差額を補給されることとなる。この計画は羊毛生産を現在の年産二二九万ポンドから三〇〇万ポンドに増加することを目的としている。

- 4 主要六品目について一九五六年より新パリテイ計算方式を適用する。支持価格はこの関係からも下がることとなる。

かくの如く農産物屈伸の価格支持制度の議會通過は原理的には政府の非常な勝利といえるが、その効果に関しては差当り農産物価格を若干下落させるに止り、農産物過剰問題の根本的な解決には資するところは尠いとみられている。明年の支持価格について綿花九〇%、玉蜀黍八七乃至九〇%、小麦八二・五%、落

花生八七%及び米八八%と夫々推算されているが、かかる僅少の支持価格の変更が農産物の供給量を左右するとは考えられず、明年も引続き厳格な作付出荷割当が必要とみられている。

又商品金融会社の借入限度が今期末にその従来の八五億ドルから一〇〇億ドルに引上げられた。これは本年三月六七・五億ドルから八五億ドルへの引上に続く本年二度目の引上であり、本年中に五〇%と大幅な借入限度の拡張である。これは商品金融会社の農産物在庫が五月末既に六、一〇九百万ドル(内買入分三、四六一百万ドル、貸付分二、六四八百万ドル)と一年前のほぼ二倍に達しており、今後の農産物収穫期を迎えて著しい在庫増加が見込まれるためとされている。

(二) 国内經濟の動向

① 財政金融の動向

政府は引き続き今後の財政支出削減に努力を続ける傍ら国防計画の拡充を図っている。八月初めヒューズ予算局長官は大統領の承認を得て各官庁に対し命令を發し、本年度六五六億ドルと予想される支出を更に縮減すると共に明年度予算に關しても十三項目の節約計画を示して一層の予算圧縮を要請した。一方フレミング国防動員本部長官は二十四日緊要軍需工場が政府の軍需契約が満了した後於ても緊急事態には直ちに生産の再開が可能である状態にしておくための新計画を發表し、そのため毎年数億ドルが支出される旨言明した。この計画によれば政府はジェット機、爆撃機及び誘導兵器の如く生産行程が複雑であり且つ長期に亘る軍需品及び戦車、トラック、機関銃等戦時には大量の生産が必要となる軍需品を製造する工場と「維持契約」を結び、かかる軍需品生産に必要な施設経営者、技術者及び熟練工を今後も保持させ、兵器の進歩に対応する生産設備の近代化を援助しようとするものである。同時に国防動員本部は軍需品及び原子兵器生産工場拡張の新計画を樹てかかる工場の拡張には早期償却制度を適用する旨明らかにしている。

財務省は七月三十日国債長期化の方針に沿って八月十五日及び九月十五日償還期限到来の債務証書七、五一二百万ドル(期間一年、利率二%)を新債務証書(期間一年、一九五五年八月十五日満期、利率一%)又は新長期公債(期間六年

三カ月、一九六〇年十一月十五日満期、利率二%)に投資者の選択による借替を行う旨發表した。十六日財務省の發表によれば右の借替操作による現金償還分は二%以下の僅少に止り、大部分が低利且つ長期の公債に乗換えたことを以て極めて成功であったとしている。

金融は引き続き緩慢に推移し、八月二十五日のニューヨーク市所在主要銀行の事業貸付残高は七、二六一百万ドルと六月末に較べ三八七百万ドルの減少を示す等全国的に資金需要は減退を続けている。昨年貸出残高はこの期間に入〇百万ドルの増加を示しており、本年は例年の如き季節的增加を示していない点注目されている。しかるに毎週発行される財務省証券の発行利率は六月十九日〇・六三%と底を衝いた後、毎週上昇を続け本月末発行分の利率は遂に一・〇二三%を示すに至り金融市場の軟調と対照的な動きを示している。かかる短期利率の上昇には稍々異常なものがあるが、ウォール・ストリート・ジャーナル紙(八月二十三日)は「これまでのところ資金の需給關係に大きな変化があつたことを反映するものではなく、又景況一般に新しい動きのあることを示すものではない」とし、「財務省証券利率の新傾向はただ一つの市場にのみ影響のある特例にすぎず、今後数カ月の通貨信用の一般的動向に關係あるものではない」と述べているが、今後の金融市場の動きは注目されることである。

② 景氣の動向

米国内景氣の動向にはその後顕著な変化は見られない。即ち七月中鉱工業生産指数(一九四七—四九年一—〇〇季節修正済)は前月と同じ一二四(暫定指数)と横這いを続けている。失業者も七月には二、三四六千人とほぼ前月と変化なく、新規の失業保険給付数は今月に入り引続き減少中と伝えられている。

建築支出は年初来活潑に行われ景氣の下降を阻止する最大の要因であつたが七月には三、五一三百万ドルと六月を更に一五五百万ドル上廻り引続き昨年水準を上廻っており、その後も建築契約数は増加を続けている。又消費者支出の動向を示す小売々上高も七月中一四三億ドルと前月及び昨年同月を夫々一%及び二%下廻っているに過ぎない。更にウォール街では工業株三十種平均が二十日には三五〇・三八ドルと遂に三五〇ドルの大台を突破した。

一方新型車への生産切換が例年より長期間を要するとされている自動車工業は相変わらず不振を続けており、その影響は鉄鋼に対する需要に反映し鉄鋼作業率も八月十九日に終る一週間には能力の六一・八%と本年上半期より八%、前年同期より三〇%の低下をみている。自動車工業に於ける競争はその後も激化し本年上半期中にパツカード社及びスチュードベーカー社は夫々二、七九四千ドル及び八、九二五千ドルの損失を計上した。七日スチュードベーカー社はC I O系労働組合に対し一四%の賃金切下を提案、これに応じない限り工場閉鎖従業員一万一千名の解雇を行わざるを得ない旨通告したが、十三日に至り組合側は賃金切下を受諾するに至つた。

又最近に於ける米國經濟の顯著な動向として企業合併の傾向が挙げられる。ナツシユ及びハドソン両自動車会社の合併は既に三月行われたが、その他の会社の合併も相踵ぎ最近では平均毎日二件の割合で行われているといわれている。かかる傾向の原因として(1)企業間の競争の激化が合併吸収による合理化を必要とすること、(2)超過利得税の廃止が企業の膨脹を有利としたこと、及び(3)共和党政府の企業集中への好意的態度が挙げられるが、最近のスチュードベーカー及びパツカード両自動車会社の統合、ベツレヘム製鋼のヤングスタウン・シート・アンドチューブ会社の吸収、ケミカル銀行のコーン・エクステンヂ銀行の吸収等はその顯著な事例である。

この間アイゼンハウアー大統領は十二日米國經濟の現状を明らかにするため年央經濟報告を発表した。同報告書は、米國に於ける最近の經濟活動低下は本年中ごろまでに停止し将来に対する見透しは明るいと樂觀的な見解を述べ、その兆候

アメリカ主要經濟指標

個人所得	一九五二年		一九五三年		一九五四年			
	四	五	六	七	八			
消費者價格指數(一九四七—一九四九=100)(1)	一一三・五	一一四・四	一一四・六	一一五・一	一一五・二			
工業生産指數(一九四七—一九四九=100)(2)	一一二・四	一一三・四	一一三・三	一一二・四	一一二・四			
個人所得 (一〇億ドル)(3)	二七二・二	二八六・一	二八四・四	二八六・二	二八六・五			

として①ここ数カ月の失業者数は一九四九年及び五〇年の同期より多くはないこと、②小売々上高は最近再び上昇に転じたこと、③資本設備投資が依然高水準を示していること、④新建築契約は引続き一年前より高水準にあること、⑤在庫高は縮小し販売高との釣合が回復しつつあること、⑥金融市場が健全であること、⑦今後の經濟情勢に対する企業の自信と消費者の信頼が強まりつつあること等を挙げている。又共和党権下における經濟活動は全体としてこれまでのところそれ以前の如何なる時より良好であり、しかもドルの価値は安定を続けている一面賃金の上昇している事実を指摘し、戦争から平和經濟に転換して来た事實を考えれば過去一、二年の間に米國經濟には奇跡が起つたといつてよいであろうとして共和党権の国内經濟政策に対する自信の程を誇示している。

しかし乍ら一方カイザリング元經濟諮問委員長の主宰する經濟發展會議(Conference on Economic Progress)は前月末第一回報告書を発表したが、その趣旨は大統領の經濟報告の樂觀説とは対照的である。同報告書は昨年央から始まつた景氣後退により國民總生産は減少し最近横這い状態が続いているが、現在短時間就労の者も多いので失業者数は實質的には約九、〇〇〇千人に相当していると指摘し米國經濟の現状は決して好ましい状態にはないと述べている。又米國經濟を完全に維持するためには國民總生産を毎年少くとも四・二%づつ増加させ失業者の減少を図らねばならず、そのための手段として①国防支出の促進②低額所得者に対する四五億ドルの減税③農家収入の増加④賃金及び最低賃金水準の引上⑤物価の部分的調整⑥社会保障の擴張⑦企業投資の促進を挙げている。

経済情勢調査(その三)

就業者数	(千人)	六二、二九三	六二、九二九	六〇、五九八	六一、一一九	六二、〇九八	六二、一四八	六二、二七六
失業者数	(千人)	一、六七三	一、五二四	三、四六五	三、三〇五	三、三四七	三、三四六	三、二四五
新築高	(百万ドル)	二、七五一	二、九三八	三、〇二五	三、〇六八	三、〇七〇	三、〇八四	三、一一二
輸出入額	(百万ドル)	八九三	九〇六	九五七	八二九	九四七	八三二	×
輸出額	(百万ドル)	一、二六六	一、三二二	一、四二一	一、三九九	一、四七四	×	一、二九一
製造業在庫	(百万ドル)	四四、一九〇	四六、七二二	四五、二八三	四四、七九八	四四、五二六	×	四四、二〇八
製造業売上高	(百万ドル)	二二、〇四六	二五、二七一	二四、四一八	二三、九七八	二四、二五〇	×	二四、一一三
卸売物価指数	(一九四七=一〇〇)	一一一・六	一一〇・一	一一一・一	一一〇・九	一一〇・〇	×	一一〇・四
株価指数	(一九三九=一〇〇)	一九五	一九三・三	二一五・八	二二三・二	二二三・九	×	二二三・三
百貨店売上高指数	(一九四七=一〇〇)	一一〇	一一二	一一一	一一〇・八	一一二	×	一一二
現金流通高	(百万ドル)	三〇、四三三	三〇、七八一	二九、七三五	二九、八七〇	二九、九二二	×	一一二
要求払預金残高	(百万ドル)	一〇一、五〇八	一〇二、四五二	×	九八、七〇〇	×	九八、三〇〇	×

(備考) (1)労働統計局調査、(2)連邦準備制度理事会調査、調査分月平均、(3)商務省調査、(4)国勢調査、十四歳以上の労働者、季節的調整なし、一九五四年一月より調査対象変更、(5)商務省および労働統計局調査、(6)商務省、陸、海軍調査、(7)商務省および連邦準備制度理事会調査、(8)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(9)連邦準備制度理事会調査、未調整分、(10)国庫および連邦準備銀行手持分を除く、月平均額、(11)銀行間預金および政府預金を除く、各月最終水曜日残高、×推定

アメリカ主要商品および株式相場

食料	小麦(一ブツシエル)	一九五〇年 六月三十日	一九五一年 十二月三十一日	一九五二年 十二月三十一日	一九五三年 十二月三十一日	一九五四年 六月三十日	一九五四年 七月三十日	一九五四年 八月三十一日	備考
	小麦(一〇〇ポンド)	二・三三五	二・二八三	二・二五七	二・三二一	二・二二三	二・三三三	二・四二二	
玉蜀黍	一・七六	二・一九	一・八七	一・八四	一・九一	一・九三	一・九六		
ライ麦	一・七四	二・四〇	二・二九	一・六八	一・四七	一・六四	一・八一		
燕麥	一・二三	一・一五	一・〇七	一・〇〇	一・〇一	〇・九六	〇・九七		
小麦粉(一〇〇ポンド)	六・〇五	六・四〇	六・三五	六・九五	七・三五	七・〇五	七・二〇		
小麦粉(一〇〇ポンド)	一・六一五	一・六五〇	一・六四五	一・七〇五	一・七四五	一・七一五	一・七三〇		
サントス(一ポンド)	四九	五三	五三	六四	八八	八六	六四		
コーヒー(セブント)	二九・九〇	三三・九〇	三三・〇五	五〇・〇五	六八	六四・六五	五九・七〇		
パヒア・ココ	七・七〇	八・二五	八・六五	八・六五	八・八〇	八・八〇	八・八〇		
砂糖	七・七〇	八・二五	八・六五	八・六五	八・八〇	八・八〇	八・八〇		

工業株(三〇種平均)	株式市場	原油(ド一バレル)	皮革(ド一バレル)	ゴム(セ一ポンド)	その他	プリント(セ一ヤード)	綿花(セ一ポンド)	織維	海峽錫(ド一ポンド)	亜鉛(セ一ポンド)	水銀(ド七六ポンド)	鉛(一ポンド)	アンチモニー(一ポンド)	アルミニウム(一ポンド)	電気銅(セ一ポンド)	層鉄(一ポンド)	ピレット(一ポンド)	銑鉄(ド一ポンド)	金	ラード(一ポンド)	バター(一ポンド)	パイラデルフ イア ピッツバーグ
二〇九・〇八	二六九・二三	二・五一	二・五五	三・一五	一・五五	三・四・七九	〇・七八	一・五七	一・五七	七・五	二・六二	一・一	二・七	二・二	四・二	五・三	四・九・九四	一・二七	一・二七	五・九〇	一・六〇	五・七五
一九一・九〇	二八〇・九〇	二・五一	一・八	三・四	一・五	四二・七五	一・〇三	二・〇三	二・二	二・二	五・一・四五	一・九	一・九	一・二七	四・四	五・六・三〇	五・七・一一	一・五・四五	九・四五	八・三	六・七	五・九七五
三三三・五三	三四七・九二	二・七六	一・四	二・〇	一・四	三三・六〇	〇・八五	一・〇	一・八八	二・八	三・〇・四七	一・三	二・二	一・三〇	四・四	六・二	六・一・二五	一・八・二〇	九・四五	一・六・六	六・六	五・九七五
三三五・八〇	三三三・五三	二・七六	一・六	一・三	一・三	三三・七五	〇・九六	一・一	二・八〇	二・八	三・〇・四七	一・四	二・二	三・〇	三・三	六・二	六・〇・一六	一・六・三二	一・六・三二	五・七・五〇	五・七・五〇	一・五八
三三七	三三七	二・七六	一・四	三・三	一・三	三五・四五	〇・九五	一・一	二・九〇	二・九〇	三・〇・四七	一・四	二・二	三・〇	三・三	六・四	六・〇・一六	一・八・七五	一・八・七五	五・七・五〇	五・七・五〇	一・五八

鉄道株(二〇種平均)	五二・二四	八一・七〇	一一一・二七	九四・〇三	一一二・七〇	一一九・五六	一一二・四五
公共株(一五種平均)	五〇・六四	四七・二二	五二・六〇	五二・〇四	五八・二〇	六〇・一〇	六〇・一一

(備考) 特記したもの以外はニューヨーク標準相場

(三) 対外経済政策

國務省は二十一日米国のガット機構改正提案に関する公聴会を九月十三日から十七日まで開催することを明らかにした。これは本年三月大統領が議会に提出した通商教書中に「實際的世界貿易制度の発展に一層効果的に貢献するようにより簡単に強力な手段を提供するためガット規定の改定を他の締結国に提案するであろう」と述べた趣旨に沿ったものであつて、十一月八日ジュネーブに於て開かれる予定のガット総会に於ける米国の提案を準備するために開かれるものである。國務省の発表によれば公聴会は①ガットの機構に関する諸規定、②未開発諸国に対する特別の取扱、③農産物の生産割当と輸出補助金、④国際収支を理由とする輸入制限、⑤関税譲許の限度に関する諸条項の諸点につき行われることとなつてゐる。

ガットに関する公聴会の後十月には日本との互恵通商協定中に含まれる品目に関し関税委員会による公聴会が開かれ、そのための品目リストは間もなく國務省当局によつて発表されるものとみられている。又明年議會再開の後には政府は本年議會の承認をえられなかつた互恵通商協定法の三カ年延長法案及び米國品優先購入法の修正案の議會通過に努力を傾注するものと各方面から期待されている。

この間大統領は二十日関税委員会の勧告に係る鉛、亜鉛関税の引上を拒否することに決定し、同時に大統領は鉛、亜鉛産業保護のため関税引上に代る次の措置をとることを発表した。

- 1 戦略物資貯蔵計画による新国内産鉛、亜鉛の市場価格による買上を増加する。今年度中差当り鉛二〇〇千トン、亜鉛三〇〇千トンの買上を行う。
- 2 外国産鉛、亜鉛を農業貿易発展援助法により取得した当該國通貨によつて買上貯蔵する。

3 外国の業者に対し今回の貯蔵買上の増加は国内生産援助のためであつて本買上を悪用してはならない旨國務省に通知せしめる。

大統領の今回の決定は前月時計に対する関税が引上げられ海外諸國に生じた米國貿易政策に関する疑惑の一部緩和をねらつたものといえよう。

二十五日スタッセン対外活動本部長官は共產主義諸國に対する貿易の緩和を發表、同日商務省はバトル法の禁輸リストの品目を縮小した。右によれば今後禁輸リストの品目は二九七から二一七に減少することとなつたが、適用をうけるのはソ連及び欧州の共產黨諸國向であつて、中共、北鮮及びヴェトナムのアジア地域向には適用されない。

(2) ブラジル為替レートの部分的切下

ブラジルでは最近の輸出不振、國際収支の悪化是正を目的として本月十四日部分的な平価切下を行つた。即ち今後は輸出業者の取得外國為替につき、その八〇%は公定レート(一米ドル一八・三六クルゼイロ)にポーナナス(コーヒー)については一米ドル当り五クルゼイロ、その他については十クルゼイロを加算したレートで残余の二〇%は自由市場レートで以てブラジル銀行が買取ることとし十六日から実施することとなつた。

ブラジルの國際収支の悪化はその輸出の大宗たるコーヒー価格の國際的割高(六月三日の大統領令により最低価格ポンド当り八七セントと定められる)による輸出不振が原因となつて、一説には年間八千万ドル程度のドル不足を予想する向もみられたが、今回の措置は斯かる状況下における輸出増進を目的としたものである。

即ちコーヒーの最低価格を二〇・三ニクルゼイロ(前記八七セントを従來の一米ドル当り五クルゼイロ加算の實質レートで換算したものと同額)とクルゼイロ

建に改め、前記二〇%の自由市場レート採用により実質的に輸出レートの切下、従つて輸出価格の切下を企図している。

因みに十三日のクルゼイロの自由市場レートは一米ドル六一・〇クルゼイロである。

三、西欧諸国

(1) 英国——為替貿易事情

八月中金ドル準備は次表の如くIMFへの返済(ポンドの買戻し)一一二百万ドル、対EPU債務返済二百万ドルもあつて九五百万ドルを減じ、月末残高は二、

八月中金ドル準備の増減

前年同月中	八月	中	米 国 援 助	対 E P U	E P U 以 外 地 域	E P U 債 務 返 済	I M F 買 戻 し	計	月 末 残 高
(+)	(+)	一一	一九	(+)	一三	(-)	二	(-)	二、九一八
(+)	(+)	一三	一六	(-)	(註)	一	(-)	一三	二、四六九

(註) カナダに対する借款返済三九百万ドルが含まれており、それを除けば三九百万ドルの赤字であつた。

ポンドの対ドル現物為替相場は年初来二・八ドルを超える堅調を持続していた処、月末二・八〇三ドル(前月末二・八一三ドル)に落ちたが、これはスターリング地域の羊毛、コリア輸出等の収入の減少、小麦、棉花、石炭等ドル地域よりの輸入の決済、今春ロンドンに流入した短期資金の引揚げ及び夏休みの大陸向け旅行者の支払等季節的ないし一時的事情によるもので、先物相場の低落が少いことから見ても先行なお軟化する懸念は少いものと見られている。なお右相場の低落に伴つて金価格(一オンス)は月末二五〇シリリングに高騰した。

ポンドの交換性回復問題については引き続き多くの議論がなされているが、フィナンシャル・タイムズ紙はGATTとの関連において輸入制限を阻止する国際的貿易規則の確立の必要なことを指摘(二十三日)するとともに、交換性回復に必要な最低金ドル準備について、英国政府としては約五〇億ドルが必要と見ているとし、その算定基礎を、(I)戦後の経験からして米国の景気変動に対処すべきものとして二〇億ドル、(II)スターリング地域の決済資金としての最低必要額を一五

九一八百万ドルとなつた。九月に決済される月中対EPU収支は二二百万ドルの赤字であり、又月中債務返済額を除く対EPU以外地域に対する収支も二年振りに赤字(五百万ドル)となつた。IMFへのドルの返済は英国が一九四七—八年にIMFより買入れた三億ドルの返済であるが、それによつて増加したIMF保有のポンドは日本、ブラジル、トルコ等の買入れによつて既に減少していたので、今次英国の買戻しによつて当初の英国の払込額一、〇六三・七百万ドル相当額まで減少した。この返済についてIMF当局者はポンドが強化された証拠であり、その交換性回復のための重要な措置であると述べている。

(単位 百万ドル)

億ドルと見込み、更に(III)ポンド残高の中でポンドの信認が低下したときにドルに交換されるものについて、スターリング地域諸国が經常収支決済以外の目的では金ドル準備を引出さず、またその他諸国が封鎖ポンドないし貿易に必要な決済資金をポンド残高として残すという前提で一五億ドル以内と見込み、合計五〇億ドルと算定している。なお現在の残高はこれに約二〇億ドル不足しているが、IMFより一〇億ドル(現在スターリング地域諸国が二年間に買入れ得る限度の金額)、米連邦準備銀行より五ないし七・五億ドルのスタンダード・バイ・クレジットが見込まれるとして交換性回復に必要な準備額に極めて接近していると述べている(十四日)。

七月中の英本国の貿易収支は交易条件の悪化傾向(前月及び前年同月比一%悪化)にも拘らず次表の如き改善を見せ、その入超額は前月に比して半減した。但しこれはスターリング地域に対する輸出増加を主因とするものでその他地域に対する収支は稍々悪化している。

年月	輸出入		差引入超
	(f o b) 輸出	内北米向 輸出 (c i f) 入	
六月 中	二二六・五	二二二・五	六四・五
七月 中	二五六・〇	二四一・一	三三・七
前年 同月中	二四三・〇	三〇・一	五〇・〇

今後の英国の国際収支に好影響を及ぼすものとしてイラン石油問題の解決及び米国の航空会社キャピタル・エアラインズよりのヴァイカウント機四〇機の発注(部品代を含む総額四五百万ドル)が歓迎されている。イラン石油問題は一九五一年三月イラン政府がアングロ・イラニアン石油会社アバダン精油所の国有化を決定して紛争を生じて以来三年振りに解決を見たのであるが、これによつて英国は北イラン石油施設及び一九五一年以来の収入減に対する補償(年二・五百万ポンドづつ十年間)、新国際石油合弁会社の株式の六〇%を所有する米國、オランダ、フランスの七石油会社よりの権益取得に対する対価(年一〇百万ポンドづつ二〇年間)及び新会社に対する参加に伴う新会社の今後の利益中よりの四〇%の収入等今後十年間に年約三〇百万ポンドづつの収入を得ることとなり、その外スターリング地域のドル地域よりの石油輸入が減少するものと見られている。

右の如き明るい事情の反面米國及びオーストラリアの関税引上げの動きが懸念されているが、来月七日よりの日英貿易会談を前にして日本との貿易問題に対する関心も高まつており、繊維工業における意匠権侵害に対する非難、日本のG A T T加入に対する反対等の動きが見られる。なお英国の綿業界においてはインドよりの未晒綿布の輸入増加が問題となつており、この点では日本に対する関係でその維持ないし強化が強調されている特惠関税制が輸入を促進する要因となつている。

次に国内経済事情について見れば、前月賦払購入に対する制限が解除せられ、これに伴い賦払購入の著しい増加を見つつあるが、本月大蔵大臣は資本発行委員会及び市中銀行に対し、賦払購入金融会社の資本発行及びそれに対する融資で、消費信用の著しい増加を生ぜしめないものについては認めても差支えないという

書簡を送つた。これは資本発行に関する統制に対して一部会社からその恣意的な点が非難され、それに応じて出されたものであるが、書簡の趣旨によつて消費向けとそれ以外の資金とを区別することは困難と見られており、フィナンシャル・タイムズ紙(十九日)は資本発行委員会の決定の恣意的なこと及びその果すべき役割の消滅したことを指摘して、その廃止を主張している。なお銀行引受手形割引率(一ないし三カ月物)及び大蔵省証券入札レートは前月までの低下傾向から転じて本月は約 $\frac{1}{2}$ %上昇し夫々 $\frac{1}{2}$ %及び一・六一%となつたが、為替相場の軟調、米國財務省証券利率の上昇等とも関連して今後の推移が注目されている。

賦払購入の増加は自動車、モーターサイクル、農工業機械、電気冷蔵庫等について特に著しいが、本年上半期の食糧以外の小売売上高が前年に比し約八%上廻る等最近の消費増加傾向は顕著なものである。生産は上半期においては前年同期を約七%上廻り、七月においても前年同月を四・五%上廻り、失業者は就業人口の $\frac{1}{2}$ %に低下して炭鉱、機械工業等一部業種においては現に求人困難な事情も見られる。然も小売物価指数(一九四七年六月二〇)は六月一四二であつたのが、七月には食肉、卵、果実、野菜等の騰貴によつて一挙に一四五に上昇した。右の如き事情から先行賃銀の上昇が見込まれるが、現に賃銀体系の整備のため九カ月間の交渉を行つて来た鉄道従業員組合及び今後その交渉に入らんとする造船、機械工組合は体系整備とともに賃銀水準の引上を企図している。

(2) フランス—E D C 条約案の否決と特別権限法の成立

A ヨーロッパ軍条約批准案の否決

インドシナの休戦成立に引続きマンデス・フランス内閣は山積する懸案の処理に積極的な努力を続け、僅々二カ月の短時日間に解決不能とまでいわれた難問をいづれも一応の結論に導くという注目すべき成果を収めた。即ち経済、社会上の再編計画及び特別権限法案は十日の信任投票の結果圧倒的多数を以て國民議會を通過、十三日には參議院でも可決され、同日國民議會の再議を経て成立の運びとなつた外、チュニジヤ、モロッコに対し完全な内政上の自主権を附与せんとする政府の方針は二十七日國民議會の承認を得、民族運動の解決はようやくその緒に附いた。組閣当初その処理を公約した四問題中かくして三つ迄はその收拾に成功し

たが、最後に残つたしかも最大の難問がヨーロッパ軍条約の批准問題であつた。

一九五二年春の条約調印以来二カ年有半に亘り、フランスの国内を二分して激烈な論争を惹起した批准問題に対し、マンデス・フランス首相は賛成派が国民議会の半ばを制し得ないという見透しに立つて先づ条約の修正にのり出し、十八日ブラッセルに開かれた六カ国外相会議に①超国家的性格の緩和②フランス軍の自主性維持並びに③最終決定前に於る対ソ交渉再開の機会確保を狙つた大幅な修正案を提出した。調印以降今日迄の状況の変化（冷戦の緩和と西ドイツ再軍備の事実上の進展並びにインドシナ戦争によるフランスの対独優位逆転の危険）が国内に於るEDC批判を増大せしめた結果、西欧陣営への協力と国内の批判とを調整する最後の努力として示されたマンデス・フランスの修正案は、彼の苦心にもかかわらず条約そのものの変更であるとして批准を完了した各国の反対にあい、ブラッセル会議は何らの進展を見ずに終つた。かくして政府は条約の原案を国民議会に上程せざるを得なくなり、国民議会は三十日遂に討議打切の動議（反対派提出）を可決し間接的にこれを葬り去つた。もつとも政府は条約の原案に対する政治的責任を回避した為、動議可決に伴う政変は阻止され、部分的な内閣改造が行われただけで政局は一応小康を保つてゐるものの、事態の收拾は内外にわたつて極めて困難である。

インドシナの休戦成立以来EDC条約批准案の否決に至る一連の動きは今後のヨーロッパに重要な影響を及ぼすものと考えられるが、こうした動きに示されたアメリカ依存の修正と自主性強化の傾向は国内政策の基調を一変せしめるものとしてその推移が注目されており、特に新経済政策の動向が各方面の関心の的となつてゐる。

B 特別権限法成立の意義と新経済政策の問題点

① 特別権限法成立の意義

マンデス・フランスの提出した特別権限法案はフランス経済の全面にわたる極めて広範な委任立法であり、ラニエル内閣の求めた特別権限が国庫収支の破綻を收拾する為の特定の措置に限定されていたのに対し、マンデス・フランスの提出した四項目並びにその内容をなす諸点はいずれも明確なる具体的措置を規定せ

ず、事実上授権期間に於る経済政策立案の全権を政府に移譲するに等しい結果を齎らすという前例のないものであつた為、国民議会の審議には若干の波乱を生じた。即ち財政委員会は五日①授権期間を本年末迄に短縮すると共に②適用範囲の不明確な字句を除去することによつて権限事項を列挙、制限することに決定したが、政府はあくまでも原案の実現を期し、授権期間を明年三月末迄とすることを主張し、特に特別権限により企業負担の軽減が可能なることを強調した。これに対し国民議会は①一九五五年度予算については本権限により修正を行わないこと②各種財政投資の年次計画は財政委員会の意見を聴取した上で決定さるべきこと③社会保障制度の改革による諸給与の削減を行わないこと等の条件を附して政府の要求を承認するという妥協的態度を示した為、十日の信任投票の結果正式に原案の成立を見ることが出来た。従つてこうした特別権限が如何なる形で運用されるかは尚今後に待つべき問題であるが、本権限法の基礎となつてゐる経済社会上の再編計画を手がかりに今後の方向を予測すれば、所謂新経済政策の問題点は概ね次の如きものと思われる。

② 新経済政策の問題点

最近の経済情勢は引続き活況を呈し、特に生産は十八カ月計画に予定されていたテンポを上廻る好調を示している。又最近に於るフランス銀行総裁の言明によれば、「通貨の増勢は生産の増大に見合うもので特に不健全な現象でなく、昨年急増した対政府貸付も順調な収縮を示し、貯蓄の増加は通貨の信頼が恢復したことを示唆しており、金融政策は企業に対し経営とコストの再検討を促してゐるが、経済再建への意欲とその可能性を示す徴候は各方面から明らかに観取される」様である。然しながらボーガルネ総裁の指摘する如く恒常的な財政の赤字と物価の割高が交換性回復競争に直面するフランスにとつて尚大きな悪条件となつてゐることも否定出来ず、新経済政策の重点を何処に指向すべきかということが種々論議的となつてゐる。

イ、経済再編計画の重点

(I) 外国貿易の均衡と産業構造の再編成

新計画の重要な論点の一つと見られ、しかも計画決定に当り大きなウェイトを

占めたのは、いさぎよく貿易並びに為替政策の動向である。この点については、この数年來入超の大半がポンド貿易におけるものであつたという事情から、一部份物資の輸入先転換特に東欧貿易の拡大と、ポンド地域に依存する重要原材料(棉花、羊毛、石油、ゴム等)の合成化学工業製品を中心とする国産品への代替が考慮されていることが注目せられる。又組閣当初若干のルーマーを呼んだフランの切下についてはその根拠なき所以を力説したフォール蔵相再三の言明によりさしあたり一応の安定を見てはいるが、貿易、為替上の最大の問題は自由輸入の拡大にある。前回のOEEC理事会に於て、フランスの自由輸入は十一月以降現行の五三%から六五%に引上げられることが予定されており、新内閣が如何なる措置をとるかが注目されているが、こうした要請に対し単に受動的に應ずるだけでなく、多くの留保条項を附しながらもむしろこれをフランス経済再編成の為の不可欠の手段として重視するという積極的な態度は、経済の自立再建に対する並々ならぬ決意を示すものであらう。

コストの引下を通じて物価の割高を是正しつつ生産の拡大を図らんとする十八カ月計画の構想の成否が、究極的には経済構造の変革を如何に達成するかという問題にかかつていることは明らかであるが、政府の考慮している若干の立法措置と財政による補償とを除けば、産業構造の再調整、労働力の再編成を推進するものが主として労資双方の自主的な努力にある以上、間接的にこれを促進する方法として自由輸入のもつ役割は極めて大きいものといわなければならない。対米依存を脱却して自立、再建への困難な途を取ったマンデス・フランスの決意は貿易政策並びに産業構造再編成の二点に明らかに示されていると思われる。

(II) 賃上げ要請と新賃銀制度の提唱

生産の拡大とコストの引下を標榜する新政策に於ては、両者の関連を具体的に示すものとして、賃銀政策が大きなウエイトを占めることはいさぎよくないが、マンデス・フランスは各企業毎に生産活動を基準にした一種のスライディング・スケールを設けることによつて①賃上げ要求を一般経済情勢並びに経済政策の成否から分離すると共に②労働者が生産並びに生産性に関心を持つことを期待しており、半年毎に生産、賃銀等諸般の情勢を検討し、給与の改訂(第一回は十月)を行

うことを予定している。但し給与の増額は賞与の形をとり、各企業を通ずる法定最低賃銀制度はこれらにより変更を加えられないものと見られており、全般的な賃上げを生産拡大の刺激とする一般的な見解と、内外の経済環境からするコスト引下の要請との調和を求めんとする政府の苦心はこの点にもよく現われている様に思われる。

ロ、新政策の特徴

新計画のかかげる十三項目を通観して、フォール蔵相の提唱した経済再建十八カ月計画と対比すれば次の如き特徴が明らかになる。

(I) 計画の実施期間と具体的目標が明示されていないこと。この点から考えれば計画其自体はフランス経済再建の方向を示した長期間にわたる構想という性格を持つている様に思われる。

(II) 計画の目的とする所は経済再建の急務なる所以を強調し、各方面の認識を新たにすることによつて新政策推進の原動力となる世論の納得——ル・モンド紙はこれを心理革命(une révolution psychologique)と呼んでいる——を得んとすることにあること。「不幸な人間を救う社会正義と徹力な企業の存続を保證せんとする経済的平等観とを混同してはならない」というマンデス・フランスの言葉は右の如き意図を最も明瞭に示したものと考えられる。

(III) こうした計画を実施するに当つて、相当の程度迄行政権が介入して問題の調整を図らんとしていることは明らかであるが、直接統制の手段に訴えることは考慮されていないということ。

なお財政規模の圧縮と財政収支の均衡を達成する為徹底的な対策をとらねばならないというマンデス・フランス年来の主張は明確には見られない。組閣以來マンデス・フランスが示した唯一の財政方針は「不生産的支出の生産的支出への転換」ということだけであり、計画の示す十三項目を基礎として今後の財政政策が運用されていくとしても、その具体的な内容はさし当り一九五五年度予算案をまたなければ推測が不可能である。

極言するならば、マンデス・フランスの新計画はすべてが語られていて同時に何も示されていないということにもなるわけであり、目的乃至は構想について

は問題がないとしても、新政策が何時如何なる程度で如何なる方法で実施されるかという具体策を欠いているという点から、新政策に対する国内の批判は極めて活潑である。

ハ、新経済政策に対する国内の批判

(I) 財政規模の圧縮に対し十分な配慮を欠くという批判

最近の経済金融時報(Agence économique et financière)は政府の新政策を論評した中でこの点に言及し、その問題点として「財政負担の軽減が経済の健全な伸長の為の必須条件と見られているか否かは疑問である」と述べており、又ル・モンド紙も「インフレーションなき経済の拡大を目指した十八カ月計画の基調がマンデス・フランスによつて無視されることはなからう」という予想を明らかにしているが、新年度予算の編成に際し多くの負担が加重される危険に対して警告を発している。

新政策の実施に伴い本年度予算に附加される新規支出は少額に止るものと見られており、上半期に於る国庫収支の現状から判断すれば本年度財政の前途にはさしたる不安は見られないが、十三項目の計画中には財政負担の増大をもたらし得るものが多いだけに、一九五五年度以降の財政には大きな問題があることは否定し得ず、一部にはむしろ財政投資の拡大を予測する向もある。又最近に於る国庫の資金繰が一応小康状態にあるとはいへ、①恒常的な財政規模の拡大と赤字の累積により、民間資金の少なからぬ部分が公債消化に動員され金融市場が圧迫された結果、減税と金利引下の可能性が減殺されている現状を考慮し、②且生産的支出の効果(国民所得の増大)が現れ財政収入の増加を期待しうる迄の時間的なズレをも勘案すれば財政支出の調整は極めて重要となるが、不生産的支出の削減にも限度があり、その効果を過大に評価することは危険といわねばならない。

(II) 賃銀政策についての批判

ル・モンド紙は社説に於てこの点にふれ、政府の構想が慎重な配慮に基いていことは認めているが、賃銀を生産並びに生産性に結びつける為に一般的な方式を見出すのは困難であり、政府の具体策に明確なものを欠くとすれば、かえつて半年毎に労働攻勢をもちあげる結果ともなりかねないとしてその危険性を指摘し

ている。マンデス・フランスは組閣以来頻繁に組合指導者との会合を重ね、新構想の意図を明らかにしているが、問題は労組の協力の程度如何にかかつており、差当り十月の交渉に大きな関心が集められている。

(III) 自由輸入の拡大と交換性の回復に關連した懸念

この点に対する批判には相反する二つの見解がある。①経済金融時報が、自由輸入の拡大に際して輸入税を設けるが如き政策は真の交換性回復を阻害するものであると述べ、新政策の随所に散見される経済に対する行政権介入の危険を強調して、こうした態度は、新政策が打破せんとする保護主義とフランス経済の孤立を招来するものであり、より自由な政策の採用を検討すべきであると力説しているのに対し②ル・モンド紙は逆に自由輸入の拡大に伴う国内生産への影響を危懼し、特にフランスの交換性回復について明確な態度が示されない為、その後には於る貿易政策(自由輸入の拡大維持)に不安を抱く企業が多いことを指摘している。

又、最近のエコノミー誌は主要国通貨の交換性回復後に於るフランス貿易への影響を分析し、国際貿易の趨勢から孤立しない限り、フランスが交換性を回復すると否とにかかわらずフランスの切下は不可避の措置となることを明らかにしている。右の如く相反する見解が両立しているという事実は、主として政策が具体的方法を明示していないことに基因するものであるが、この点は財政、賃銀政策に於ると同じであり、十一月以降に於る自由輸入拡大の要請に対する政府の態度が注目されている。

(3) 西ドイツにおけるストライキの動向

先月ヴェルテンベルグ・バーデンの金属工業労働者の賃金引上要求に端を発した西ドイツ労働者のストライキは、本月に入つて、公共事業労働者及び官吏をも含む広範な産業部門の賃金引上要求に迄発展し、労働者は各地においてストを行い、またはストに入らんとする態勢を示しており、その一部は既に解決したものの、今後の動向は予断を許さず、注目されている。

① ストライキの動向

即ち四日ハンブルグにおいて一二十千人に及ぶ電気、ガス、水道等公共事業及び運輸業労働者が時間当り賃金一〇ペーニツヒ引上を要求してストライキに入つた

が、十二日に至つて三カ月前に遡及してペーニツヒの賃上を行うとのことで漸く妥結を見た。ハンブルグの公共事業労働者の賃金は西ドイツ他地域の労働者に比して高いため、その賃上成功の影響は軽視し得ないものがあり、ロンドンタイムズも「ハンブルグのストは小規模なものではあるが全独公共事業労働者の賃上要求のテスト・ケースであり、全ドイツに亘つて賃金引上の要求が高まつている折柄、ヒットラーのストライキ禁止法制定以来の最も重大なストライキである」と述べている。

ハンブルグの公共事業労働者のストライキの最中に、全ドイツ公共事業労働組合執行部は時間当り賃金一〇ペーニツヒ、給料一〇%引上の要求を決定し、連邦政府及び州政府に対して要求したが、十二日連邦政府はこの要求を拒否し、現在交渉が続けられており、組合側は要求が全面的に拒否される場合には連邦鉄道、郵便局勤務者をも含む全面的ストも止むを得ないとの強硬態度を見せている。

一方九日バイエルンにおいて二三〇千人に及ぶ金属工業労働組合が時間当り賃金一二ペーニツヒ引上を要求してストに突入し、三十日に至り漸く組合員全員投票により調停案受諾が決定され、専門労働者時間給一〇ペーニツヒ、請負労働者八ペーニツヒ、給料五―七%アップということで三十一日に三週間振りに解決を見、またノルト・ラインウエストファールの金属労働組合の賃金引上要求も時間当り賃金八ペーニツヒ、給料七%引上げということで妥結したが、ルール地方の金属工業労働組合も時間当り賃金一〇ペーニツヒ引上を、またヘッセ州の繊維工業労働組は一二%の賃金引上を、皮革工業組合も七・三五%の賃金引上をそれぞれ要求しており、時偶々賃金協約の改訂期に遭遇し労働者の賃上要求は全国的に拡大している。また労働総同盟のライター・書記長は共同決定法の適用対象を従来その適用を受けている企業の子会社に迄拡張することを主張しており、総同盟の労働時間週四十時間制獲得の要求も加わつて、西ドイツの労働運動は今や漸く一転機に際会したとの感が深い。

② 賃金引上要求に対する労使の見解

連邦政府は官公庁・公共事業労働者の時間給を一〇ペーニツヒ、また職員給料を一〇%引上げると政府予算、連邦鉄道、郵便局等において年約六億マルクの支

出増加を来し、州政府、社会保険その他の公共事業における賃金支出増加を含めると支出増加額は税制改革で予定されている減税額一六億マルクと匹敵するため、鉄道運賃、郵便料金の値上や税制改革の中止を余儀なくされるとして絶対に賃金引上は容認し得ないとの立場を採っているが、地方公共団体は或程度の賃金引上は止むを得ないという可成り融通性ある考え方を保持している。一方経営者側では、ドイツ経営者連盟連合会長パウルセンが「ドイツ全労働者がヴェルテンベルグ・バーデンの金属労働者の獲得した如き賃上を獲得するならば、労働者の所得増加は年間三〇億マルクに達し、消費財産業の生産増加は需要増加に追いつかなくなり、価格騰貴により第三のインフレーションを招来するであろう」と警告し、又「賃金政策は全経済の枠内において、これに照応するよう考慮された構造的賃金政策たるべきである」として労働総同盟の賃金増加政策を批判すると共に、使用者及び労働者の代表による常設高等委員会の設置を要求し、同委員会に対して賃金及び所得関係を監督し、現実の賃金、所得及び経済の諸関係についての基本的諸条件を調査し、これを労働者、経営者及び政府に対し勧告する権限を附与するよう提案し、更に労働組合の労働時間週四十時間制の要求は時機尚早との見解を述べている。またドイツ経営者連盟連合会は「資本蓄積を行い企業の再建を行うためには株式に対する配当が必要であり、配当が上昇しているからと言って賃金引上の要求が正当化されるものではない。賃金引上を行えば配当の減少が不可避となり企業の再建を妨げる結果となるであろう」と述べて、労働者の賃上要求を批判している。

これに対してドイツ労働総同盟の賃金増大政策は、西ドイツにおいて戦後社会総生産の増加に比して消費増加が低位に止つてゐるのは、賃金上昇が生産性の増加に及ばないことによるものであつて、労働者はその賃金を増加せしめることに依つて購買力を増加し、生産を刺激して経済発展に寄与することが出来るとし、西ドイツにおける生産性の増加、企業収益の好調、配当の増加等は労働者の賃金引上要求を正当化するものであるとして一般的賃金引上を主張している。前述のパウルセンの所説を批判し金属労働組合書記長ブレンナーは「仮に労働者の所得増加がパウルセン博士の説く如く三〇億マルクに達するとしても、所得増加は年

間に亘つて生ずる上にその一部は貯蓄されまたは輸入に消費されるであろうから、消費増加は三・九％程度に止るであろう。一九五二年及び五三年に各々四・七％及び七・二％の消費増加があつたにも拘らず消費財価格が安定していたことに徴しても、この程度の消費増加が何等のインフレ的危険を伴わないことは明かである」と述べている。

③ 西ドイツにおける労働者の所得状況

西ドイツにおける最近の賃金所得者の所得分布状況については明かでないが、労働者の平均所得及び国民所得中の労働者所得のウェイトは戦後逐年上昇して来ている。即ちレンダー・バンクの月報によれば国民所得中に占める企業所得のウェイトは五一年の四〇％から五三年には三五％に減少しているのに対して、労働者及び勤労者の所得は六〇％から六五％へと上昇を示している。また連邦統計局の発表によれば労働者一人当りの税込所得も一九四九年から五三年迄の間に二二マルクから三一六マルクに増加しており、一方社会保険を含む税負担の総収入に対する比率はこの間一五％から一四％へと僅かながら低下しているため一人当

国民所得に対し労働所得及び企業所得の占めるウェイト

摘要	年次				
	一九四九年	一九五〇年	一九五一年	一九五二年	一九五三年
総国民所得	六三・一	七一・五	八九・九	九八・〇	一〇四・〇
労働所得	四〇・五	四五・一	五四・六	六一・四	六七・九
企業所得	二二・六	二六・五	三五・三	三六・六	三六・一
	%	%	%	%	%
	六四・二	六三・〇	六〇・八	六二・六	六五・三
	三五・八	三七・〇	三九・二	三七・四	三四・七

標準家族労働者(四大家族)の月収

資料 連邦統計局月報四月号(単位マルク)

摘要	年次			
	一九五〇年	一九五一年	一九五二年	一九五三年
労働所得	三一七	三六九	四二二	四四〇
月収総額(註)	三四二	三九六	四四二	四七七
可処分所得額	三〇五	三五二	三九一	四二一

(註) 社会保険等による還付金を含む。

りの税引所得額もこの間一九一マルクから二六九マルクに増加している。労働者の家計状態を表わす連邦統計局サンプル調査を見ても四大家族中流程度の労働者の税引月収は一九五〇年の三〇五マルクから四二二マルクまで上昇している。

ドイツ労働者の賃金の動向に関しフランクフルター・アルゲマイネ紙は一九五〇年から五三年に至る三年間に西ドイツにおける生産性は一九・八％上昇したのに対し実質賃金は一九・四％上昇していると述べているが、レンダー・バンクはその八月の月報で「一九四九―五二年間の平均賃金及び平均生産性を一〇〇とすると、一九五四年五月には生産性が一二一となつてはいるのに対し賃金は一一八に止つており、一九五三年下半期来賃金と生産性との間に開きが生じている」と述べ、またドイツチェ・ツァイトング紙においてハンス・スピルターが「近年労働者の所得増加率は国民所得の増加率を上廻つてはいるが、国民所得中に占める労働所得のウェイトは一九五三年においてなお一九四九年水準にあり、この間労働者数が一五％上昇している点を考えると、労働者個人の生活はなお国民所得の増加に比例して上昇していない」と述べていることは注目されよう。

資料レンダー・バンク月報五月号(単位 十億マルク)

④ 賃金引上に対する世論の動向

ドイツの新聞論調等は労働組合の賃金引上要求に対しては一般に批判的で、ドイツチェ・ツァイトングは「賃金は最も重要なコストであつて、一般的な賃金引上はそれに照応する価格騰貴を招来しそれだけ賃金上昇効果は相殺される。実質賃金の上昇は、国民経済の生産性の向上及び生産単位当りのコスト切下げに依存するのであつて、総同盟の賃金増大政策によつては確保出来ない。また賃金引上は輸出市場における競争力を弱体化させ国民経済にも悪影響を及ぼすのであつて、かかるインフレ的賃金政策に反対して自由経済を擁護することこそ労働組合の関

心事でなくてはならない。イギリスにおいてデーキンが労働者は賃金を引上げることより価格を引下げることのために戦うべきであると述べていることに学ぶべきである」と述べて労働組合の賃金増加政策に対して実質賃金政策を提唱しており、フランクフルター・アルゲマイネ紙はその社説において「もしも全国の公共事業労働者が賃金引上を要求した場合は税制改革の実施はおびやかされ、またガス、水道、郵便、鉄道料金は引上げられざるを得なくなり、折角の賃金上昇も無に帰するであろう」と述べている。しかしながらドイツ以外の諸国の論調は一般に賃金引上に同情的であつて、フイナンシャル・タイムズも「ドイツにおいてはその労働者の要求を正当化するような状態が存在する。ドイツにおける国民所得に対する消費割合は五五%であつて、イギリス(六七・五%)、フランス(六五%)に比して低位にあり、ドイツ国内において購買力増加のための措置がとられることはドイツの対EPU累積債権を減少するためにも有効である。確なことはドイツ経済は労働者の賃金要求を処理するに十分な弾力性を有していることである」と述べている。

終戦後現在迄経営組織法と共同決定法を支柱として労使の協調を謳歌して来た西ドイツの労使関係がこのストライキを中心として大きく転換するとは考えられないが、労働行政の欠陥を指摘する声もあり、今後労使協調関係を立法面から更に促進するための何等かの措置が採用されることとなるであろう。

レンダー・バンクは十三日及び二十三日大蔵省手形、大蔵省証券及び備蓄局手形等金融市場においてレンダー・バンクの公開市場操作の対象となつてゐる有価証券の売買レートを各々%方引下げた。この売買レートの引下げは、納税期を控えて十日前に硬化した金融市場が十日以後資金供給増加から軟化し、十三日には金利も二%—二%迄低下し、その後も引き続き低下しているため、金融機関のこれら証券に対する需要が増加したことに対処せんとするものである。

大蔵省手形	六〇—九〇日	一九四・八・三 以	一九四・八・三 以	一九四・八・三 以
	三〇—五九日	二% 前	二% 前	二% 降
		二% 前	二% 前	二% 降

大蔵省証券	半	三%	二% %	不
	一年	三% %	三% %	不
	一年	三% %	三% %	不
	半年	三% %	三% %	不
	二年	四% %	四% %	四
備蓄局手形	六〇—九〇日	二% %	二% %	二% %
	三〇—五九日	二% %	二% %	二% %

また、連邦政府の国際通貨基金及び世界銀行に対する払込のため、二十三日レンダー・バンクに対し一五億マルクの新規対政府信用限度が認められた。この新規の枠は西ドイツが国際通貨基金により払込を要求された場合にのみ使用を認められるものである。

西ドイツの国際収支は依然好調を続け、七月は輸出一、九二七百万マルク(前年同期一、七〇七百万マルク)、輸入一、五五九百万マルク(前年同期一、五五四百万マルク)と、三五四百万マルクの出超を記録し、EPUに対する受取超過も三二・九百万弗に達した。本年一—七月間の輸出入額は輸出一二、〇五九百万マルク、輸入一〇、二七三百万マルクと大幅な出超を記録しており、価額において輸出入は前年比各二〇%、一五%の上昇を見せているが、数量の点では輸出入の対前年増加額が各々二五%、二四%と略々同様な伸長を示している。

(4) イタリアの新予算とその特色

一九五四—五五新会計年度予算は七月一日から実施されたが、最近その内容が明らかにされた。右によれば新年度予算は歳出入とも前年度に比して大幅の増加を示し、戦後最大の予算といわれる。即ち、歳出総額は二兆三五億リラと前年度に比し、二、〇二〇億リラ、九・四%増に当り、これに対し歳入総額も二兆五八〇億リラと前年度に比し二、七一〇億リラ、一五・二%の増加であり、かくて依然として歳入不足を示しているが、不足額は二、九七〇億リラと前年に比し一八・九%の減少となつてゐる。

(単位 十億リラ)

經常予算	一九五四—五五	前年度比増減(-)	一九五三—五四	前年度比増減(-)	一九五二—五三
歳入総額	二、〇五八	(+)	一、七八七	(+)	一、七〇四
歳出総額	二、三五五	(+)	二、一五三	(+)	二、一三二
差引歳入不足	二九七	(-)	三六六	(-)	四二八

すなわち歳入においては租税収入および租税外収入とも増加を示しており、租税収入は前年度に比し二、五五〇億リラ、一五・四％の増加であるが、一方租税外収入も前年度に比し六六〇億リラ、八五・七％の増加を示している。しかし前

年度五〇〇億リラを見積られていたアメリカからの援助は新会計年度においては全然計上されていない。

經常予算—歳入—の部

(単位 十億リラ)

租税収入	一九五四—五五	前期比増減(-)	一九五三—五四	前期比増減(-)	一九五二—五三
内直接税	一、九一五	(+)	一、六六〇	(+)	一、五〇八
取引高税	二七四	(+)	二六七	(+)	一三五
関税及び各種製造税	七一四	(+)	五九九	(+)	五一九
専売	四九四	(+)	三八四	(+)	三三四
富他租	三〇九	(+)	二八一	(+)	二五五
その他租	三一	(+)	三〇	(+)	二六
その他収入	九三	(-)	九九	(-)	一三九
アメリカ援助	一四三	(+)	七七	(+)	七六
総計	二、〇五八	(-)	一、七八七	(-)	一、七〇四

右表により、租税収入中特に増加しているものは取引高税、関税および各種製造税収入の増加で、取引高税は前年に比し一、一五〇億リラ、一九％の増加であり、また関税および各種製造税は一、一〇〇億リラ、二九％の増大である。

またその他収入での増加が著しかったことは前年度予算に計上された戦災補償費(二二〇億リラ)が戦災補償法の立法化の遅延により繰越されたこと、およびトリエステ地域において徴収された関税および各種製造税(九〇億リラ)が連合軍当

局より返還されたなどによるものである。

次に歳出をみるに、特に顕著な増大を示しているのは公共事業費、社会保障費、地方財政平衡交付金、公債利払、その他経常費などであるが、公共事業費の一部は失業対策事業の拡張に基づくものであり、社会保障費の増大は、主として戦争年金、未亡人および孤児救済事業、結核、トラホーム対策の拡大による支出の増加によるものである。また公債利払の増大は、予算の赤字補填のための公債増発

の結果であり、その他経常費の増大は待遇改善による人件費の増大(二七五億リラ)および税制の改正などによる払戻金などである。さらに経常費も増大しているが、これは主に機械工業製品の輸出振興、造船業、農業(灌漑および土地改良)

などに対する補助金の増大による。なお軍事費のみは年々減少していることが注目される。

經常予算—歳出—部

(単位 十億リラ)

総計	一九五四—五五		前年度比増減(-)		一九五三—五四		前年度比増減(-)		一九五二—五三	
	一九五四—五五	前年度比増減(-)	一九五三—五四	前年度比増減(-)	一九五二—五三	前年度比増減(-)	一九五二—五三			
公 共 事 業 費	三三三三	(+)	三三〇〇	(-)	三二七	(-)	三一九			
国 防 費	五九一	(-)	六	(-)	二二	(-)	六一九			
社 会 保 障 費	二九七	(+)	三四	(+)	三四	(+)	二二九			
地方 財政 平衡 交付 金	一四九	(+)	一九	(+)	二二	(+)	一〇七			
平和 条約 及び 国際 協定 に 基く 支出	二二	(+)	一	(-)	三三	(-)	五二			
公 債 利 払	一六八	(+)	一六	(+)	二二	(+)	一三一			
教 育 費	二四二	(+)	三	(+)	三三	(+)	二〇六			
そ の 他 経 常 費	三三三	(+)	六七	(-)	四〇	(-)	三〇六			
そ の 他 経 済 費	一八八	(+)	二〇	(+)	一六	(+)	一五二			
そ の 他 経 済 費 (価格調整金及び国鉄貸付金を含む)										
総計	二一、三五五		二〇二		二、一五三		二、一三二			

四、共産圏諸国

(1) ソ連—農業問題

十九日ソ連共産党中央委員会および閣僚会議は住宅、工業、農業に関する大規模な建設計画を発表した。右によれば一九五六年末までに個人住宅床面積一四百万平方メートル、工業用建築物六・五百万平方メートル、農業用建築物八・六百万平方メートルの建設が予定され、同時に右新設計画に使用するコンクリート生産のため四〇二工場の建設が見込まれている。

右はマレンコフ政権の新経済政策の一環をなすものであるが、特に個人住宅建設計画の発表は本年度予算における住宅建設費(前年の一九四億ルーブルに対し二五五億ルーブル)の増加とともにソ連政府の住宅問題に対する配慮を示すものである。この間十七日には党中央委員会および閣僚会議により「穀物増産のた

めの未開墾地の開拓促進」に関する決定が発表された。これは去る三月農業増産措置の一環として発表された「未開墾地における穀物増産措置」、すなわちカザクスタン、シベリア、ウラル、ヴォルガ河沿岸地帯、北コーカサス等の地方の一九五四—五五年における開拓目標を当初の一、三〇〇万ヘクタールから一、五〇〇万ヘクタールに引上げ、さらに一九五六年において二、八〇〇—三、〇〇〇万ヘクタールに拡大せんとする雄大な計画である。これが目標達成のため党および政府は国民各階層に呼びかけ、農業用トラクター、農業機械、燃料その他土地開拓に必要な資材の供給に一層努力するよう要請している。なお発表によれば新開拓地にはすでに一二四の大型農場が設立され、また各種工業、機械トラクター配給所および国营農場の熟練労働者、技師、農業の専門家等一五万人が開拓事業に参加しており、八月十日現在新開拓面積は一、三四〇万ヘクタールに達したと伝

えられる。こうした国民経済における農業の立遅れを回復するための新農業増産措置と関連して、最近鉄鋼、鋼板等の増産計画が予定目標に達しないことが指摘されているが、当局は消費財増産措置の基礎である鉄鋼業の重要性を強調、その増産ならびに品質の改善、原価引下にさらに努力するよう要請している。

一方農産物の収穫期を控えて、その集荷買入に重要な役割を果たしている消費協同組合の活動が問題とされている。すなわち去る六月共産党中央委員会総会により収買機関の活動が不満足な状態にあり、特に昨年の消費協同組合による馬鈴薯、牛乳、肉等の収買計画は未遂行に終り、その結果多くのコルホーズおよびコルホーズ員は馬鈴薯、野菜等の余剰を処理できなかつたことが指摘された。しかしこの点については昨年七月以来実施された農業増産のためのコルホーズおよびコルホーズ員の関心を高めるための措置すなわち農産物調達価格の引上、義務供出量の引下さらには収買活動の欠陥除去のための諸対策により協同組合の集荷買入のための有利な諸条件が整つたとされ、本年の協同組合による農産物買入額は前年に比し著しく増加することが予想され、特に穀物の買入れについては前年に比し二・五ないし三倍の増加が見込まれている。

EC Eによれば東西貿易は本年度において二五％増加するものと期待されているが、ピックス報告によればソ連の欧州市場における金売却は引続き行われ、ソ連の金塊がスイス経由パリ市場で売却されていると伝えられる。またソ連が過去二カ月間にロンドン、チューリッヒ市場で売却した銀は九百万オンスといわれており、東西貿易増大傾向の折柄ソ連の世界市場に対する金売却は今後も続けられるものと予想されている。

(2) 中共——農産物収穫状況等

中国大陸は今夏異常な降雨量をみたため、揚子江および淮河は過去百年間にあって最大の洪水と称せられた一九三一年の記録を一段と上廻る大増水を記録した。これがため沿岸の中小都市の殆んどが水禍に襲われたものとみられるばかりでなく、流域の広大な農地は二カ月余りにわたり冠水を蒙つたため、生産とくに農作物への影響は甚大なものと想像されるが、中共の機関紙「人民日報」によれば、被災地は全国の六％にすぎず、九四％の非災地においては今年は気象条件も

良好で秋の収穫は豊作が期待されると極めて楽観的予想が発表されている。

つぎに本年度の小麦と早稲の収穫高について農業部は次のような発表を行った。まず七月中までに殆んど収穫を終つた小麦については、全国の耕作面積は四〇八百万畝で昨年より二四百万畝の増加となり、単位当収穫量も昨年より一三・三％方ふえているので、総生産額は計画を三・九％方上廻り昨年より二〇・七％、すなわち六〇億斤以上の増産となる見込である。大行政区別では華東区二五・一％、中南区一三・五％、西南区一・八％、西北区一五・六％、華北区三五・四％、東北区四〇・九％、内モン自治区三一・五％の増産と推定される。さらに早稲も一般的に豊作で全国九千余万畝の収穫量は昨年より一割ないし二割の増産とみられ、すでに収穫を終つた広東省(三千余万畝)では一五％、海南島では一〇％ないし二五％の増産と報告されている。

一方仏印休戦後旬日を出ずして発生した海南島沖事件を契機として中共を巡る国際政局の緊迫化が伝えられる折から、一日の建軍節に当たり朱徳総司令は全軍に台湾解放に関する訓令を布告注目を惹いたが、ついで十一日の中央人民政府委員会席上周恩来総理もその外交報告中において台湾の解放を強調、各委員も一致してこれを支持したといわれ、さらに二十日から三日間開催された中国人民政治協商会議全国委員会常務委員会拡大会議は台湾解放に関する各党各派の共同宣言を採択したと伝えられるなど、中共は当面における軍事外交の目標を台湾解放に指向することを明らかにしており、今後の動向が注目される。

五、アジア及び東南アジア諸国

(1) 一般情勢

前月成立を見たインドシナ停戦協定が当月に入り順次実施され、十一日を以つて戦闘行為を停止、休戦監視委員会も活動を開始、月央には中共・ヴェトナム間の軍事経済相互協定成立が伝えられ、又ビルマのラオス及びカンボジア承認が発表される等インドシナの事態は漸次收拾されつつある。この間自由諸国による東南亜条約機構構想に関しては、十四日米、英、仏、濠、ニュージーランド、フィリッピン、タイ及びパキスタンの八ヶ国により共同声明が発表され、来月六日よりその設立会議をフィリッピンにおいて開催することに決定した。しかし米国は

漸次經濟援助の重要性を認識しつつあるとはいへなお重点を軍備充実に置く方針を採っているのに対し、英国は現地諸国の協力を前提とするものの如く、両者の見解の差はなお解消するに至らず、更にパキスタン及びフィリッピンは拒否権を留保する意向と伝えられる等同機構成立には多くの問題が包蔵されている。他方パキスタンを除くコロンボ會議参加諸国は右會議をインドシナ休戦により齎された和平機運を攪乱するものとして反対を表明、更に右機構成参加国中域内諸国は僅か三ヶ国に過ぎないことからその効果の見るべきものとならず、アジアの二分化作用をなすと説くものすら生じている。月初セイロンはコロンボ會議の開催を主張し、又インドは月末中印會談の主権尊重、不侵略、不干渉の原則に副つた東南亞集團安全保障を提唱する等の動きを見せ、対米協力派と第三地域派の溝は益々深まりつつある。折柄中共は台灣解放の決意と共に集團的な安全保障実現の意圖を表明したと伝えられ、兩派の乖離に油を注いだ觀があつた。

月中インドは仏国との間にそのインド植民地接収に關し了解を取りつけ、ゴア解放問題についてもポルトガルとの交渉に乗り出し、他方オランダ、インドネシア連合は兩國會談の結果廃棄され、インドネシアは經濟的對蘭依存の脱却を今後の問題に残しながらも、政治的には一応完全獨立を獲得した。

轉じて域内主要輸出品相場を見るに、増産見込から六月以降低落を続けたジュートが東パキスタンの洪水による集荷不円滑乃至減産見越しから二割方反騰して五月末の相場迄回復した外はゴム、錫、綿花、コブラ等何れも稍軟化氣配を示した。即ち年初來引続き上昇を示したゴム相場が漸く頭打を示すに至つたことは当然予想されていた調整過程と見られ、國際錫協定成立期待から六月以降騰勢を維持して來た錫相場が右人氣の一巡にインドシナ休戦の影響も加つて前月末來落潮を示し月末には五月末の線迄下落を示した。他方不況を啣つ米穀貿易は避難民受入に備えた南部ヴェトナムの米穀輸出停止措置も、元來その輸出货量が僅少に止まっていた關係上殆ど影響なく、却つて前月末來香港、インドと輸入国の相次ぐ主食統制解除措置がその食糧事情の好転を如実に示しているところからも、市況は

今後愈々悪化するものと見られている。かかる情況からインドネシアがルーマニア及び中共と通商協定を締結する等第三勢力派の諸国において販路を共產圏に求めんとする努力が続けられている。

我國を巡る動きとしては月央ビルマ賠償使節團の訪日を見たが、同国はフィリッピン、インドネシアと平等の取扱いを要求し、総額、支払期間等に関し相互の主張の間にはかなりの徑庭が見られた模様である。更に日・タイ貿易計画は当月に期限が到來したが、次年度計画に關しては兩國の米作狀況の判明する十月末頃検討決定することとして、取敢ず現行計画が延長実施されることとなつた。

(2) 韓国——インフレ激化の兆

韓国における過去半年間の物価動向を窺うに、年初は年末相場の修正からかなりの反落を示したものの、財政面の赤字増大(期待された米國の援助が不調のため)を主因に漸次インフレ傾向が濃化するに至つたため、通貨改革一周年の二月には新規貸出の停止、財政支出の抑制などを内容とする財政金融緊急措置が行われ、その結果として、三月中旬頃まで物価は概ね横這いを続けた。しかし三月二十日対日輸入禁止措置が発表されるに及び、投機筋の思惑を中心として騰勢に転じ、四月中也現実の入荷不足と対日禁輸強化のため上昇を続け、また五月には總選挙の影響もあつてさらに暴騰を示したが、六月以降米國會計年度の關係もあり漸く援助資金の供給が活潑化し、これに基く民需物資の到著も順調となつたため、むしろ反落傾向を辿つた。

しかるに八月に入るや下記のような事情から物価の上昇が再度急激となり、ソウル市における卸売物価は上半月に五・九%方上伸、下半月にも四・一%の騰貴率を示したといわれる。いまインフレに最も敏感な動きを示し、圓貨の実勢を反映しているとみられる圓貨の対米ドル相場につきソウル市における闇相場(売相場)の推移を示せば左のごとくで、これを三月末に比すれば五〇%ないし六〇%の騰貴であり、また金の闇価格も尙当り三月末の二、四〇〇圓から八月末は四、〇〇〇圓に上昇をみている。

(単位 圓、対一ドル)

輸出ドル	対日		対他日	
	その他	その他	その他	その他
八月四日	六七〇	八二〇	五八〇	六八〇
八月十八日	七八〇	八九〇	七六〇	七二〇
八月三十一日	九五〇	九三〇	七一一	六一〇

註 輸出ドルとは輸出によつて獲得した業者の手持ドル
 特恵ドルとは農産水産物を主とする五三の輸出奨励品目の輸出に対し認められた外貨使用権
 宗教ドルとは伝道、宗教団体の事業等に限つて認められる外貨

今次物価騰貴の原因としてはつぎの諸点が挙げられる。

- (イ) 為替レート切下説の流布 この程米国政府より為替レートを一ドル二五四圓に変更することが正式に提議されたことが明らかとなり、十一日李財務部長官は韓国政府としては現行レートを堅持する旨の声明を行つたが、為替レートの變更必至と信じられている。
- (ロ) F O A民需物資の導入不振 民需物資が順調に入荷されると物価の下落をもたらすとして、業者が故意にL/Cの発行、船積の手續を遅らす傾向が生じている。
- (ハ) 輸出入貿易の萎縮 三月には九、六一六千ドルに上つた民間輸出が、四月一、一八六千ドル、五月一、一五二千ドル、六月一、〇三二千ドルと縮小し、七月にはついに七三五千ドルと百万ドルを割つたため輸出ドルの供給量が激減し、その価格を吊り上げている。
- (ニ) 産業資金増発の予想 F O AおよびU N K R A援助計画によつて基幹産業に対し活潑な投資が行われ、それが通貨の増発をもたらすものと予想される。
- (ホ) 米軍撤収の発表 米国防省が十八日七カ月以内に韓国から四個師団を撤収すると発表、治安国防上の懸念が感じられた。
- (ヘ) 各税、官業料金の引上準備 すでに各税法改正案、電気ガス料金改正案が国

務院會議で決定され、また専売事業、鉄道料金等の引上げが検討されている。

(3) 台湾——都市の土地改革に着手

国府立法院は十五日「都市の平均地権実施条例」を通過成立させた。この条例は台湾省を三民主義の理想郷として建設しようとする国府の基本政策に沿つてすでに昨年来検討を重ねてきたものといわれ、孫文のいわゆる平均地権の思想に基くものだけに社会主義的色彩の極めて濃厚なことが指摘される。そしてこれが台湾でとりあげられるにいたつた直接の動機としては、国府の遷台以来人口が急速に増大ししかもその大半が都市に集中した結果、都市および周辺の地価が不斷に暴騰を続け、一般住宅はもとより工場用地の入手難が次第に深刻化し、都市の発展を妨げるのみならず社会不安を醸成しており、衛生上あるいは防空上の見地からも放置できなくなつたためといわれる。

本条例につきその大要を述べれば左のとおりである。

- (一) 都市土地の所有権者は地価を申告しなければならない。
- (イ) この申告の手びきとして、主管機関はまず各分区毎に土地の時価、収益価格を調査し、等級を定めて、その結果を都市地価評議委員会に通知しその評議決定を経た後、区毎にこれを公告する。
- (ロ) もし期限をすぎても申告を行わない場合は、期限を定めて督促を行い、
- (ハ) なお申告しない所有権者に対しては、主管機関はその地の都市地価評議委員会の決定した各地区別、等級別の公告地価をもつて申告価格を定める。
- (ニ) また都市地価評議委員会が申告価格の低きに過ぎると認めた場合には期限を定めて本人より再申告させ、もし再申告が依然として公示地価より二割以上低いときは政府はこれを申告価格通り買上げることができる。
- (ホ) 地価の決定後満二年後に地価が始めの決定より五〇%以上の騰落を生じた場合には改めて地価を改訂する。
- (ヘ) 直轄市もしくは県政府は管内の都市土地に対し地価税を賦課する。
- (イ) 地価税は累進税で各都市土地の五アールの平均地価を基準とする。
- (ロ) 土地所有者の地価総額が右基準を超えないときは、その地価税は申告額の千分の十五とし、右の基準を超えた場合には、その超過部分が右基準の四倍

(単位 百万ペソ)

毎に一級とし級毎に千分の五を加算してゆき、最高税率は千分の六十五とする。

(イ) 但し直接工場用地はすべて最低の千分の十五で徴収する。

(ロ) 不在地主の土地は規定の倍額を徴収する。

(三) 都市土地が地価申告後自然の値上りを来たした場合には土地増価税を徴収し、漸次公有に帰属させる。

(イ) 土地の自然値上りは値上り総額によつて土地の所有権移転のときに計算するものとする。但し相続による移転は除外する。

(ロ) 土地増価税の税率は、土地の値上り総額が申告の十割以内のときは三〇%とし、これを超える場合十割までを三〇%とし超過部分が十割増す毎に五〇%、七〇%、九〇%と引上げ、値上り総額が当初申告価格の四倍以上となればその超過部分は全て没収して公有にする。

(イ) 土地所有権移転のとき当事者は登記変更とともに土地の現価を申告しなければならぬが、この申告した現価が低きに失すると認められるときは主管機関は本人に通知して再申告させ、再申告もなお不当と認められれば都市地価評議委員会にて再評価し、申告者がこれを受入れないときは申告価格をもつて買上げる。

(ロ) 右による収入は一般住宅建設、保護救済施設その他公共福利事業に使用する。

(4) フィリピン——最近の砂糖事情

フィリピンの砂糖は同国経済の重要な資源であり、最近においては年一億ドル以上のドル獲得を維持することによつて貿易収支に寄与しており、更に政府にとつて税収の主要財源の一となつては約三百万のフィリピン人が直接或いは間接にその生活をこの産業に依存している。

以上の理由から砂糖工業は戦後真先に復興し、フィリピン・ナショナル銀行の月報によれば砂糖工業への投資は総計一五億ペソに達し、甘蔗の栽培面積は二一五千ヘクタールに及んでおり、更に同月報は最近の国民所得及び政府の歳入に対する砂糖工業の占める割合は次の如くであると報じている。

	一九四九年	一九五〇年	一九五一年	一九五二年
一、国民所得	五、六四六・〇	六、三三八・〇	六、九四六・〇	七、〇三四・〇
二、砂糖工業	三、三三・四	二、七・七	三、七四・二	四、四〇・八
三、対総額比	四・五%	四・二%	五・四%	六・二%
一、政府歳入	二、八五・九	三、三二・三	四、四五・五	四、三四・五
二、砂糖工業	一、四〇	一、八・三	二、二・四	一、九・九
三、対総額比	四・九%	五・〇%	四・八%	五・八%

又世界の砂糖総生産高とフィリピンの砂糖生産高の比較において示されている如くその生産は略々戦前水準に回復しており、之は米国向の全割当(一九五四年粗糖換算で九七四千メートルトン)に応じてなおその他諸国へ相当輸出余力のあることを示している。フィリピンは国際砂糖協定に参加し、それによつて米国外の自由世界市場への輸出割当が二五千メートルトンに制限されており、フィリピン側の要請にも拘らず近い将来割当量が増加することは期待出来ないと思われるところ、更に六月二十一日のフィリピン・ヘルルド紙は本年の砂糖ストックの大量累積により砂糖の国際価格が暴落しているため国際砂糖委員会の決定によりフィリピンの前記輸出割当が一〇%削減されるであろうと報じている。

最近の砂糖の国際価格は一九五一年七月の一ポンド当り最高七・〇〇セントから五二年末三・七〇セント、五三年末三・二六セントと下落を続け本年六月末には三・一七セントと国際砂糖協定による最低価格たる三・二五セントを下廻つている状態にある。フィリピン糖は去る五月にベル通商法の関税条項の適用が十八カ月延期をみたため、直に対米輸出量の維持には支障を来すとは思われないものの、その他諸国への輸出の伸張は他の生産コストの低い国との競争が熾烈化するので今後生産コスト切下げの計画を強力に押し進める必要があるものと見られる。

戦後のフィリピンの砂糖生産高推移

(単位) メートルトン、粗糖換算

戦前 戦後	世界総生産高	フィリピン生産高	対総生産 比
一九四〇—四一年	二七、一五八、二四八	一、〇三七、三六四	三・八〇%
一九四五—四六	一八、九四一、〇一一	一一、七二三	〇・〇六
一九四六—四七	二三、一四五、七九〇	七六、七一五	〇・三〇
一九四七—四八	二五、三二三、〇二二	三六一、〇八八	一・四〇
一九四八—四九	二八、六九二、二八九	六六一、五五四	二・三〇
一九四九—五〇	二八、九七二、六〇八	六二〇、九〇〇	二・一〇
一九五〇—五一	三二、八四三、五四五	八四八、二五七	二・六〇
一九五一—五二	三四、七六五、八五九	九七六、五〇二	二・八〇
一九五二—五三	三二、七二四、七二五	一、〇二七、九九五	三・一〇
一九五三—五四	三五、三五〇、〇八三	一、一八九、八四〇 (推定)	三・四〇

(5) インドネシア—オランダ、インドネシア連合関係の廃止を繞る動き、中

央銀行の金・外貨準備の切下げ

(一) オランダ、インドネシア連合関係の廃止を繞る動き

蘭・イ連合関係の廃止に関する会談は去る六月二十八日からハーグにおいてオランダ側ルンス国務相とインドネシア側スナリオ外相との間に開始された。この会談では当初西部ニューギニア(イリヤン)の帰属問題を議題とするか否かを繞つて紛糾したが、結局同問題を除くことで意見の一致を見、その後会談打切、再開等複雑な事態を続けながらも八月十日に至つて新議定書の調印が行われた。これにより一九四九年ハーグにおける円卓会議で採択された蘭・イ連合関係は解消し、外交、国防及び文化に関する協定は廃棄されたが、経済協定についてはC項(通商政策上の協力関係)を廃棄して今後は新に通商協定をもつて之に替え、B項の第十四、第十五(インドネシアがブレトン・ウッズ協定及び国際通貨基金に未加入の場合でもこれらの規約に従うべきこと)、第十六(蘭・イ両国の為替交換率

変更の場合事前にオランダ側と協議すべきこと)、第十七(蘭・イ両国は外貨政策に関し協議すべきこと)、第十九(インドネシアはオランダの債務を完済せぬ限り金融措置についてオランダ側と協議すべきこと)の各条を廃棄し、これ等以外の経済協定の各条項及びその他の全ての協定は連合の解消の結果として最早適用され得ないものを除き両国間に依然有効とされた。従つてオランダのインドネシアにおける債権の確保、インドネシアのオランダを通ずるEPUへの加盟(A勘定)等は引続き存続するわけである。

インドネシアは独立するについて一九四九年十一月オランダとの間にオランダ女王を首長とする連合憲章を締結し、共通の利益促進のため外交、国防、経済、文化について協力を約すると共に、主権移譲に関する協定によつてオランダが独立主権国としてインドネシアを承認し、西部ニューギニアについては主権移譲の日より一年間は現状のままオランダ政府の下におくこととし、その政治的地位については両国の爾後の交渉により決するものとした。連合制はオランダと蘭領ギアナ及び西インドとの関係を維持する上には極めて良い効果を挙げているが、インドネシアの場合はその機構が独立前の状態の遺物とみられたため失敗に終つており、西ニューギニア問題についてはオランダは同地域が人種、言語、宗教及び習慣からみてインドネシアとの間に類似性がなくそのため土着住民が自決能力をもつに至るまで統治する必要があると主張して過去五年間着々と同地域の開発に務めている模様である。一方従来のインドネシア側の協定改訂に関する要求については一九五二年四月ウイロポ内閣が成立した際自主中立外交推進のため前記ハーグ協定の一部を改訂し連合関係を通常の国際関係に切換え併せて西部ニューギニアの領有を確定する必要を言明したが、その後の経過は五二年末インドネシア側から交渉の中止を申出、五四年四月新に今回の提案が行われるまで何ら改訂に対する積極的な動きは見られなかつた。しかしオランダ側にも今次会談開始に當つてルンス代表がオランダ政府の期待に反し連合関係及び円卓協定が両国間の友好関係促進の基礎となつていない点を認める一方協定改訂に対するオランダ側の態度が終始協調的であつた点を強調はしたが、インドネシア側代表がアムステルダムに到着しても未だオランダ側代表が決定していなかつた点から一部にはこ

の裏にオランダ側が来春の総選挙後の新政権と取引を行つても遅くないと考えていたものと見られていた。

連合関係の解消に対するインドネシアにおける反響として十二日朝のジャカルタ各紙はハーグ会談の成果について一斉に論評を掲げ之を以て満足すべきものではないとしているが、一部には最終目標たる協定の完全廃棄と西部ニューギニア復帰に向い一步を進めたものと見ているものもある。

インドネシア政府は今回の会談により西部ニューギニア問題について両国間のみでの解決が期待出来なくなつたため九月の国連総会に同問題を正式に議題とすることを提案したが、オランダ側は之は国際分野に対立抗争を引起すことによつて政治的経済的困難に対する国民の関心をそらすものと非難しており、客観状勢はオランダがNATOに参加しているため西欧諸国の同情を期待され、ニューギニアでオランダと境を接するオーストラリアは同国の国防上引続きオランダによる領有を支持しており、更に米国は最近のSEATO設置に関して従来兎角共産圏に対しインドと共に第三勢力たんとしているインドネシアの主張を政策的にも支持することはないと見られているので同問題の解決は依然相当の困難が予想されている。

(二) 中央銀行の金・外貨準備の切下げ

七月二十日の官報によれば財政相、経済相並びに中央銀行総裁から成る通貨委員会は中央銀行の金・外貨準備率を従来の一〇%から一五%に引下げ、去る七月十二日から三カ月間適用することを決定した。

この決定は銀行法第十六条に従つて行われたもので、最近金・外貨準備が悪化し、去る七月十九日には一九・九%と法定限度を割るに至つたため採られたものと見られている。オン・エン・デイ財政相の二十一日の言明によればその後金準備は好転し、二〇%を割つたのは僅か一週間だけで今や一五%の引下げが不要と思われる程明るい面を持つに至つたと述べて樂觀しているが一般には現在の貿易及び財政状態等から前途を不安視する向が多い。

(6) ビルマ——貿易業者登録令の公布と国立商業銀行の設立

ビルマ連邦政府は三日大統領令で貿易業者登録令を公布し、十月一日から実施することとなつた。その要点を摘記すれば次の通りである。

- ① 一九五四年十月以降商務省輸入許可局に登録した業者でなければ、ビルマにおいて輸出入業務を行うことはできない。
- ② 法令に違反し、貿易及び外国為替管理に関する指令を遵守せず、又は脱税行為を為した業者は登録を拒絶され或は取消される。
- ③ 輸入許可局は登録業者から報告を徴し、又は帳簿書類の検査を行うことができ、且それにより不正を発見した場合は登録を取消することができる。なお登録業者はビルマ語又は英語による帳簿を完備することを要する。
- ④ 外国商社はビルマ会社法に基く登録を為し、且一九四八年以前から貿易の実績を有するものに限り登録が認められる。
- ⑤ この外登録要件として月俸五〇〇チャツ(邦貨換算三七・五千円)以上の高級職員の五〇%以上及びその他職員の七五%以上がビルマ人であることを要する。

右法令公布と同時に発表された商務省声明によれば、その制度の目的として、外国為替管理法違反行為及び関税通脱行為を防止するにあるとしているが、実質的にはビルマ人商社の保護育成にもかなり重点が置かれているものとの見方も行われている。即ちビルマにおいては主要輸出品たる米穀が大部分政府貿易となつている関係上、民間貿易は殆ど輸入に限定されているが、従来政府は輸入許可に際しては約六〇%をビルマ人商社に発給していると伝えられている。しかるに戦後乱立したこれら商社はその実務遂行の實力を欠き、許可証の相当部分が外国商社に転売された模様であるが、近時物資需給緩和によるプレミアムの値下りから破綻を余儀なくされているものが続出していると伝えられ、他方かかる事情が国内物価に悪影響を及ぼしていることは否定し得ず、ビルマ人商社強化の対策が要請されていた。而して右法令に政府の貿易業者に対する監督権の強化、外国商社

の新設排除及びビルマ人使用の強制等の規定が存することはビルマ政府の自国人商社育成の方針を示しているものと云えよう。

又当月十一日ビルマ国立商業銀行がラングーンに開設された。同行の授權資本金は五〇百万チャツで、内政府出資一〇百万チャツの払込と同時に発足し、残余については今後民間から株主を募集するが、払込資本金の六〇％はビルマ国民によつて所持されなければならないものとし、業務は商業銀行業務及び為替銀行業務一般とされ、定員六名の理事に關しては当初は大統領の任命によるが、将来は株主總會で選任されることとなる模様である。開設式席上同国蔵相はビルマの金融界は殆ど外銀支店によつて壟断され、而もこれらはビルマ国民經濟の發展に對して関心が薄い現状から同行を設立するに至つた旨説明しており、國家が資本參加の形式で資金的援助を与えることにより外銀との競争力を養成すると共に金融疎通を通じて国内産業を育成せんと企圖しているもの如くであるが、未だ資本主義的經營が殆ど行われていない同國の現状においては、預金吸収の困難、健全な資金需要の欠如等多くの困難が存するものと見られ、これが成果を期するには開發計畫の推進その他の經濟政策と密接な連繫を必要とするものと考えられる。

(7) インド——最近の綿布輸出状況

本年上半期のインド綿布輸出量は約四六〇百万ヤードに達し、昨年下半年の三七二百万ヤード、昨年上半年の三三〇百万ヤードに比して相当顯著な増加を示している。而もここ数年間の経験からすれば、下半期の綿布輸出量は上半期に比して常に増大（一九五二年の綿布輸出量五九四百万ヤードの中六五％、一九五三年の綿布輸出量七〇〇百万ヤードの中五四％は各その下半期に輸出された）しており、従つて今後も上半期の増勢を持続すれば、本年中の輸出量は一〇億ヤードの目標（先年のポストンにおける世界綿業大会でインドの示した綿布輸出目標）を突破することも必ずしも不可能ではないとみられている。

かかる綿布輸出の増大は、

① 昨年十月中級綿布の輸出税を撤廃したため中級品の輸出が急速に増大し、本年上半期中には二六九・三百万ヤード（但し六月十五日までの集計）と前年同期

の一八〇百万ヤードに對し四四％の著増をみたこと

② 昨年十一月輸出綿布に使用された輸入綿花に對してその輸入税を封度当り二アンナの割で割戻しを行い、更に本年三月一日からはこの輸入税を全廢したため主として輸入綿花を使用する極上品の輸出が増加を示したこと

等これまで政府のとつてきた関税面からの輸出促進策の成果が現われたものとみられる。この他業界では、更に積極的に綿布輸出を増大するため綿製品輸出振興評議會の設置を考究している。この評議會はインド会社法によつて有限責任会社として発足せんとするもので、その目的は外國市場の調査、使節團の派遣、海外通信員の設置、外國業界に關する情報及び統計の収集、輸出品の規格及び包装に關する規則の制定、クレームの審査、輸出手続の代行等を行わんとするものである。

これ等によつて今後の綿布輸出は引続き好調を辿るものと見込まれているが、然し反面最近における世界的な競争激化特に日本及び英國のインド輸出市場への進出は同國の綿布輸出の前途に一抹の暗影をなげつつあり、その成行如何では先行必ずしも樂觀できないものがあるとの警戒が強まりつつあることが注目せられる。即ち最近のインド、日本、英國の綿布輸出状況は次表の通りであり、アフガニスタン、東英領アフリカ、エチオピア、サウジアラビア等の中近東、アフリカ等では比較的安定した市場を確保しているものの、セイロン、マレーを除くインドネシア、タイ、香港、ビルマ、パキスタン等の東南アジアでは日本の進出が著しく、インドの五カ月間の輸出量を以てしても日本の三カ月間の輸出量以下乃至若干の優勢を示しているに止まつている。又濠州、ニュージランド、西英領アフリカ、ローデシヤに對しては英國の進出が顯著で、この市場においてもインドは漸次困難な立場にたちつつある。而も、インドの英國向け未晒綿布輸出は昨年の六六百万ヤードに比して本年は一七〇百万ヤードの年率で行われており、これが最近のインド綿布輸出増大の一要因となつてはいるが、英國の綿業界はこれに對して政府に抗議の覚書を送つており、その成行が注視せられている。

(単位 百万ヤード)

	インド(年初来五カ月間)	英国(年初来四カ月間)	日本(年初来三カ月間)
インドネシア	二一九三	一・二五	一一六・三四
タイ	二・五一	〇・六六	三四・五三
イタラ	一・八三	四・三〇	一四・六七
ベルギー・コンゴ	九〇・一八	一・八八	一一・二三
香港	一五・三一	五・〇九	七・五七
ビマ	五・一九	一・八八	一〇・八八
イタマ	三三・五八	一・二六	四・一八
アフガニスタ	八・七八	四〇・三五	五・九九
アフリカ州	二二・五一	一一・〇三	一・三四
東英領	一一三・六六	三・二〇	一一・六九
西英領	二五・八一	三・二〇	〇・〇三
セイロン	一〇・五七	三・二二	三・五五
エチオピア	一一・四五	四・三七	二・八九
マダガスカル	一八・九五	〇・六〇	三・四六
サウジアラビア	八・二二	一一・六五	七・二五
英領	四一・五六	一一・一四	〇・二五
ニール	三・四五	二・六五	二・一五
ロンドン	七・五五	二・二二	二・一五
総計	三六〇・〇二	二二六・二二	三三四・〇五

かかる情勢に対処するためインドの綿業界では下級綿布の輸出税(一〇%)の引下げを強く要望している。従来インドの下級綿布に対しては後進国において強い需要があり、インド綿布輸出の主体をなしていたが、その他の品種に対して前記の如く関税面の優遇措置がとられたにも拘らず、この品種のみは依然として輸出税を据置かれた結果、昨年末頃より輸出は減少傾向を辿り、今年上半年の月平均輸出量は一七・七百万ヤードと昨年同期の月平均二一・三百万ヤードに対比して大幅の低下をみせている。

現在まで下級品の輸出税引下げが行われなかつた理由は、インドの下級綿布は海外市場において独占的立場にあり、價格的にも充分競争力をもつており、而も国内需要はこの品種が主体となつており、従つて輸出税の引下げによる輸出の増大はそれ丈国内需要の圧迫となり價格の高騰をきたす怖れがあること等によるものであつた。然し業界では、

① 工場綿布の生産は年初来五カ月間に二、〇七五百万ヤードに達しており、今後この進度が維持されれば年間生産高は五〇億ヤード(五カ年計画の生産目

標は四七億ヤード)に達するものと見込まれ、又手織綿布の生産も増加を示し年間一五億ヤード(五カ年計画の目標は一二億ヤード)に達するものと推定される。従つて本年の国内需要充足には問題なく、寧ろ輸出を相当増大しなければ余剰を生ずる怖れがあること

② 世界的な輸出競争は一段と価格の引下げを必要としていること等を強調している。若しこの措置がとられればインドの綿布輸出は相当の増加を示すものとみられ、日本、英国等にとつては少からぬ影響があるものと思われる。

(8) セイロン—新年度予算案、中共とのゴム協定更新を繞る動き
① 一九五四—五五年度予算案

セイロンではオリバ・ゴネテレク蔵相の辞任に伴い去る七月新たにM・D・H・ジャヤワルデン氏が蔵相に就任し、来る十月より始まる一九五四—五五年度の予算案につきその成行が注視されていたが、此の程新蔵相初の予算案が国会に提出された。これによると予算規模は左の如く現行予算に比し歳入、支出、共に若干上廻るに至つてはいるが、現行予算が五月半ば実施した茶輸出税の引上げによる歳入増(約一八百万ルピー)にも拘らず尚五—一百万ルピーの歳入不足が見込まれるのに対して一九五一年以来久方振りに財政の均衡が企図されている一方、資本支出においては現行予算に比し約四六百万ルピーを上廻る二億六千万ルピーの大幅計上が行われ、同国開発計画を一層強力に実施せんとする政府当局の積極的方針が窺われ注目される。このことは予算演説における新蔵相の「新年度予算案は経済開発と金融の安定を図るにある」との言明を充分裏書きするものと言えよう。次に新年度予算案の内容を窺うと上記の如く同国の開発計画に基く灌漑事業、漁港の改修建設、水力発電工事(第二段階)等の実施のための資本支出の大幅計上の外に歳入面において同国経済の必需品たる資本財等の輸入税の大幅引下げ(現行、一般税率二七・五%、特惠税率一七・五%を一般税率二二・五%、特惠税率二・五%に改正)を国内産業育成の観点から予定されていることが目立つている。併し蔵相は現行税制が必ずしも充分なものとは認めておらず、近く発足される税制調査委員会の検討による報告書の提出を俟つて税制の根本的改正を行

度き旨言明している。従つて右委員会の報告書については一般に大いに関心が払われるものと思われるが、最近のデイリー・ニュース紙に因ると大蔵大臣は委員会を十月一日に発足させるため英国、印度両政府並びに国際通貨基金に税専門家のセイロンへの派遣方を依頼した模様である。今回の蔵相の予算演説で更に注目を惹くのは金融面よりする国内産業育成策として興業銀行(Industrial Finance Bank)を政府出資で早急に設けるため右に必要な法案を準備中であることとされている点で、具体的内容は判明しないものの多大の期待がもたれている。

一方、このような新年度予算案に対する業界等の意嚮を窺うに一部には余りにも停滞的予算(standstill budget)であるとする向きもあるが、総じて歓迎され税制調査委員会の設置及び興業銀行の設立の声明には好感をもたれている旨伝えられている。

歳入(A)	一九五四—五五年度(案)		一九五三—五四年度(見込)	
	入(A)	出(B)	入(A)	出(B)
歳入	一、〇七六(百万ルピー)	八一六	九九一(百万ルピー)	八三一
一般支出	二六〇	二二四	二二四	二二四
資本支出	一、〇七六	一、〇七六	一、〇四五	一、〇四五
差引(A) - (B)	〇	〇	一、〇五一	一、〇五一

② 中共とのゴム協定更新を繞る動き

セイロンは一九五二年末当時の食糧事情逼迫等に鑑み中共との間に一九五三年以降五カ年間毎年シート・ゴム(五万吨)と引換に中共米(二七万吨)の買付を行う協定を締結し、一九五三年には中共米を屯当り五四磅の安値で二六五千屯の買付を行う一方、シート・ゴムを高値(封度当り高級品三二ペンス、その他二九ペンス)で協定量(同国ゴム輸出の六〇・四%)の輸出を行った。更に本年も引続き協定量を前年に比しゴムは四ペンス、米は七磅夫々下廻つた価格で取引することとなつているが、本年のセイロンにおける食糧が増産となり輸入をも加えて年末迄には約一〇万吨以上の過剰が見込まれるに至つたので、来年度における米の輸入(昨年及び本年(見込)は共に約四五万吨)を一〇万吨程度削減し得る見透しを得

た。このためS・C・シャリーイ・コレア商業貿易漁業相を団長とするセイロン通商使節団が近く北京に赴き、協定更新のため交渉を行い、中共米の輸入を一〇万吨程度削減し、削減部分に相当する石炭を輸入すること等を関係当局では考慮している旨伝えられている。

併し乍ら一方、且下開会中の議会においては予てから問題となつてくる米国よりの経済援助につき中共との前記協定と関連して論議されており、フィナンシャル・タイムズ紙に因ると議会の有力筋では本年末コテラワラ首相が米国政府の招きにより訪米の際は経済援助問題が話し合いの中心となるものと期待し、寧ろこの際中共との協定を破棄しても米国援助を受くべきであるとする気運が昂まつてきているようである。勿論このような意見に対して議会筋が全面的に支持している訳ではなく、D・セナナヤケ前首相の如きは「現行中共協定を破棄することはセイロンの自殺行為である」と強調し、引き続き中共との協定を継続する代りに輸入米の削減は本年より実施されているビルマとの米買付協定(三カ年間に毎年最低二〇万吨)の買付量を修正することにより可能であるとしている。

かかる前首相の議会における発言の背景には中共との協定によつてセイロンが一九五三年に約九一百万ルピーに迫るゴム輸出利益を得たとされていることにより窺われる如く米国援助よりも中共協定の継続が寧ろ国家的利益であることと等に因つていられるものと思われる。何れにしても目下の処では中共協定の来年度における見透しを逆睹し難い現状にあるが、今後における動向には注目を要しよう。

(9) イラン——石油紛争の解決

五日アミニ蔵相は石油紛争解決の折衝が妥結をみた旨発表した。

イランの石油紛争は一九五〇年モサダイク政府がアングロ・イラニアン石油会社(AIIOC)の事業を接収して国有化したことにより両者の間に生じたもので、爾来国連、国際司法裁判所等の仲介、裁定にも拘らず長く解決がみられなかつた。この間イランは、外人職員引揚げによる石油事業の事実上の停止、英国の在英イラン資産凍結をはじめとする経済封鎖によつて財政経済上の困難を加え、昨年八月国粹的なモサダイクからザヘデイエと政権の交替が見られた。新政権の成

立後米国は経済援助を実行する一方、紛争解決に乗り出し、本年四月より米、英、蘭、仏の八石油会社による企業連合(Consortium)とイラン政府との間に折衝が続けられたところ、これが成功して今回の発表をみたものである。

右の発表によれば、イラン政府のAIIOCに対する補償、今後のイラン石油産業運営等を含む紛争処理の方法は次の如くである。

(一) イラン政府はAIIOCに対する補償として二五百万ポンドを一九五七年より十カ年間に支払うこと。右補償額は今後国立イラン石油会社(NIIOC)によつて運営される北部イランの石油資産及び一九五一年より協定成立までの間に会社が蒙つた損失に対する分で、その他の資産に対する補償は含まれていない。

(二) イラン政府並びにNIIOCはアバタン精油所を含む南部イラン油田の経営をConsortiumにより設立される二つの会社に委ねる。右の二会社役員各七名のうち各二名はイラン政府が指名すること。この会社が石油事業を經營する期間は二五カ年、その後五カ年毎に三度延長されること。

(三) Consortium は早急に生産を恢復する措置をとること。最初の三カ年の輸出用精油原油生産は第一年度一五百万トン、第二年度二三百萬トン、第三年度三〇百万トン計六八百万トンと見込まれ、その後の生産量については近東石油の國際的需給関係及びイラン経済に対する影響を考慮して会社が決定する。なおアバタン精油所の生産は一九五一年のその半ばまでしか恢復させない方針である。

(四) イラン政府はConsortiumより近東産油国における基準に従つて、利益金の五〇%を課税等により徴収すること。またNIIOCは石油輸出代金の一二・五%までの額を石油をもつて受領しうること。イラン政府及びNIIOCの収納額は前記生産見込によれば第一年度三二百万ポンド、第二年度五二百万ポンド、第三年度六七百万ポンド計一五〇百万ポンドと予想されている。

(五) Consortiumのイランに対する決済手段はすべてポンドを用いること。イランは振替可能ポンド勘定をもちうることとなり、またある限度までポンドをドルに兌換しうる便宜を供与される。

右折衝の妥結によつて一九五一年十月より事実上操業が杜絶し、また英国の経

済封鎖によつて正常な輸出を抑圧されていたイラン石油産業が復活し、最盛期には年間四〇百万トンの石油を生産していた近東の一大油田が輸出を再開することとなるので国際的な石油需給に及ぼす影響は寡くないものと認められる。また右折衝が米国系五社、英国(AIOC)、仏、蘭各一社よりなる石油会社の国際的な Consortium とイラン政府との間に妥結をみたことは、イランにおける英国及び紛争の当事者である AIOC の影響力が弱まり、米国及び米国系五社の発言権が強まったこと、イラン石油を国際石油資本が把握したこと等の経済的意義を認めうるとともに、イランを自由国家群内に留めおき近東における反共前線たらしめたこと等の政治軍事的効果を副次的なものとして認めることができる。

一方イランにとつても、財政、外貨収入上極めて大きな比重を占めていた石油収入の杜絶による経済的な困難により、政治的にも転換を余儀なくされた折柄でもあり、石油生産の再開によつて従来より有利な利権料を受取ることが可能となるので、財政経済上の好転が予想される。尤も、今回の妥結が英国側の譲歩により成立したとみられているとは云え、国粋主義者、共産主義者等の反対はなおかなり根強いものがあると伝えられ、斯る間にあつて、細目に渉る協定を作成して右協定の批准を了し且つこれが実施を長期に渉つて保障するためには、現政府の如き親米英派による政権の掌握を必要とするであらう。

六、その他諸国

(1) 濠州——新年度濠毛競売開市と中央銀行保有外貨の著減

一九五四—五五年度(一九五四年七月—五五年六月)の濠州羊毛競売は三十日のシドニー市場を以つて開始された。右初立合においては、英国及び歐洲大陸諸国の買氣旺盛が伝えられたが、その寄付相場は英貨表示洗上換算 FOB 封度当り七 B 一三六ペンス、七 B 一八二八ペンスと六月二十四日のシドニー納会相場七 B 一四八ペンス、七 B 一四四ペンス及び同三十日のブリスベイン納会相場七 B 一四七ペンス、七 B 一四四ペンスに比し平均一〇% 方安値を示した。

濠州羊毛生産者評議会及び仲買人評議会の共同発表によれば本年度の濠毛生産予想は羊頭数の増加を反映して脂付一、二八二百万封度と前年度実績推定一、二四四百万封度に比し三% の増産と見られ、内市場出荷量は三、九〇〇千俵(前年

度実績三、八四七千俵)と予想されている。又主要産地からの報告によれば品質は前年を凌駕するものの重量は幾分軽い模様である。

本年度羊毛国際市況の見透しについては先ず米農務省の予備調査による世界羊毛生産量は脂付四、四二〇百万封度と前年度実績を五〇百万封度上方廻るものと見られる反面、需要面においてはソ連の濠毛買付が本年度中に再開されるか否か今のところ不明であり、且日本が外貨事情悪化から買付を抑制せざるを得ないこと等の弱材料が伝えられ、前記寄付相場もかかる気運を反映していることは否めないであらう。しかしながら本年第一及び第二四半期を通じて世界の羊毛消費は依然高水準を維持し、就中茲数年間沈滞を続けていた米國羊毛工業界が本年に入つて頓に活況を呈し始めており、更に消費国における在庫はこのところ減少を続けていく折柄、関係筋においては、漸次これら需要が買付に反映するものとして今後の市況に期待しているが、総じて前年度程の好況は望み薄との見方が強いと伝えられている。

なお同國國際収支は四月以降逆調に転じたものの如く、中央銀行の外貨保有高は前月二十一日には四七五百万濠州ポンドと三月末比六五百万濠州ポンドの著減を示して関係者の関心を集めている。これに関しては季節的に羊毛輸出開散期に當つていふこと及び輸入制限強化の思惑から一部業者の買急ぎが行われていること等の影響が考えられ、濠毛競争再開により幾分持ち直すのではないかとの見方も行われている。しかしながら小麦輸出の不振、羊毛市況の頭打等から、同國貿易の基調は必ずしも樂觀を許さず、今後の動向如何によつては一昨年来持続されている輸入制限緩和政策が再検討を余儀なくされる可能性もあつて、政府の態度が注目されている。

(2) ニュージーランド——新年度予算案と最近の經濟情勢

ニュージーランド政府は前月二十二日、本年三月に始る一九五四—五五年度予算案を提出すると同時に減税の実施、輸入制限の緩和及びロンドン市場における公債募集計画等一連の財政政策を発表した。

予算案の内容を概観すれば、

① 一般会計予算については、歳入は後述の如き減税措置を見込みつつ、なお所

得税、関税、販売税等税収を主に一七四・八百万ポンド(前年度予算一七七・五百万ポンド)を予定、反面歳出は社会事業費、国防費等を大口支出として一七四・三百万ポンド(同一七七・二百万ポンド)を計上、差引五〇〇千ポンドの黒字を予想している。

② 社会保障会計予算は収入として賦課金五三・九百万ポンド(同四八百万ポンド)、なお賦課率は所得一ポンドにつき一シリング六ペンス)の外、一般会計よりの繰入一四百万ポンドを計上、支出は老年者病人等に対する現金給付、医療サービス等に、六七・五百万ポンド(同六一・一百万ポンド)を割当てている。

③ 政府事業会計に関しては、水力発電、鉄道建設、森林開発等七〇・五百万ポンド(同七三百万ポンド)の支出を計上し、その財源としては売上収入二百万ポンド以外に、政府金融機関等国内における借入と共に、ロンドン市場における公債発行一〇百万ポンドを予定し、これについては既に英国蔵相の承認を得ている由。

ホランド同国首相兼蔵相の予算演説によれば政府は本年度予算編成に際して生活費の引下、生産拡張の促進及び可処分所得の増加の三点を主要目標とし、販売税の広範な軽減、地租免税点の引上げ、及び個人所得税の家族控除拡張等を主に一百万ポンドの減税を見込んでいる。同国政府は前年度も既に六・五百万ポンドの減税を行っており、これにより現国民党政府(保守系)が一九四九年政権獲得以来実施した減税措置は累計四〇百万ポンドに達したことを誇示している。しかし乍ら右予算案においては、右措置の実施にも拘らず、同国経済の順調な発展は租税の自然増収を齎し、国家財政をしてお略々前年度並の規模の維持を可能ならしめるものとしており、政府の同国経済の前途に対する楽観的見解を示しているものと云えよう。

同首相は同時に次の如き輸入制限緩和の方針を明かにした。即ち本年末以降ニユージーランド準備銀行による為替割当制度は全廃され(現行割当額は一九五〇年度輸入額の七五%)、且輸入許可制度も硬貨割りの輸入物資及び自動車その他少数の特定物資についてのみ存続することとなった。

翻つて同国経済情勢を見るに、貿易面においては一九五三年間の輸出は二四三

百万ポンド(一九五二年間実績二二六百万ポンド)と好調な伸張を見せた反面、輸入は輸入制限措置を反映して年間一九七百万ポンド(同二二〇百万ポンド)に止つた関係上、同年末保有外貨残高は一〇四百万ポンド(一九五二年末残高七二百万ポンド)に増加、更に本年に入つてからも依然好調を続けている(五月末の保有外貨残高は一三九百万ポンド)。貿易依存度の高い同国経済のことで、これを反映して国民所得も順調な増加を辿つていものと考えられ、他方金融面においては準備銀行の引締政策(預金準備率は一九五三年五月以降要求払預金二〇%、定期性預金一〇%)の奏効から市中銀行信用は一九五三年間貸出及び投資平均残高一四九百万ポンドと前年比三二百万ポンドの縮小を見たため、同年間通貨量平均残高(現金及び預金通貨)も二七七百万ポンドであり、多額の出超にも拘らず前年のそれを二百万ポンド上廻つたのに止つた。反面国内工業の発展もあつて卸売価格指数は一%強と僅か乍ら落潮を示している。これを見れば右一連の政策に現れている政府の楽観的見解も一応妥当なものと思われらるであらう。

しかしながら同国経済の消長は全面的に海外需要に依存している点に問題なしとしない。即ち(イ)輸出額の国民所得額に対する比率は三割以上に達し、(ロ)しかも輸出は少数の原始生産物に集中(一九五三年輸出実績によれば酪農製品が二八%、肉類が二三%、羊毛が三六%、三者合計で八六%に達している)すると同時に(ハ)英国の需要に対する依存度が極めて高い(一九五三年の対英輸出は全輸出額において六九%、更に酪農製品では八六%、肉類では九六%、羊毛では四七%)。従つてこれら製品の海外市場の動向主として英国経済の趨勢は同国経済に直接的な影響を及ぼすと同時に国内経済政策によるその修正の余地は極めて乏しいものと云うの外はない。しかも右各商品市況は羊毛については急激に悪化するとの見透しはないものの、他方酪農製品については、買手市場化が顕著な上、主要輸出先たる英国は国際協定等による特定買付先依存を極力避け、廉価品選択買の方針を採りつつある関係上、安易に英国の需要を期待しえなくなりつつある。かかる点を勘案すれば今後の同国経済政策に関しては常に国際市況の変動を勘案した慎重な配慮が要請されることとなるらう。